

第6次NACCS詳細仕様 中間報告（案）

平成27年1月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



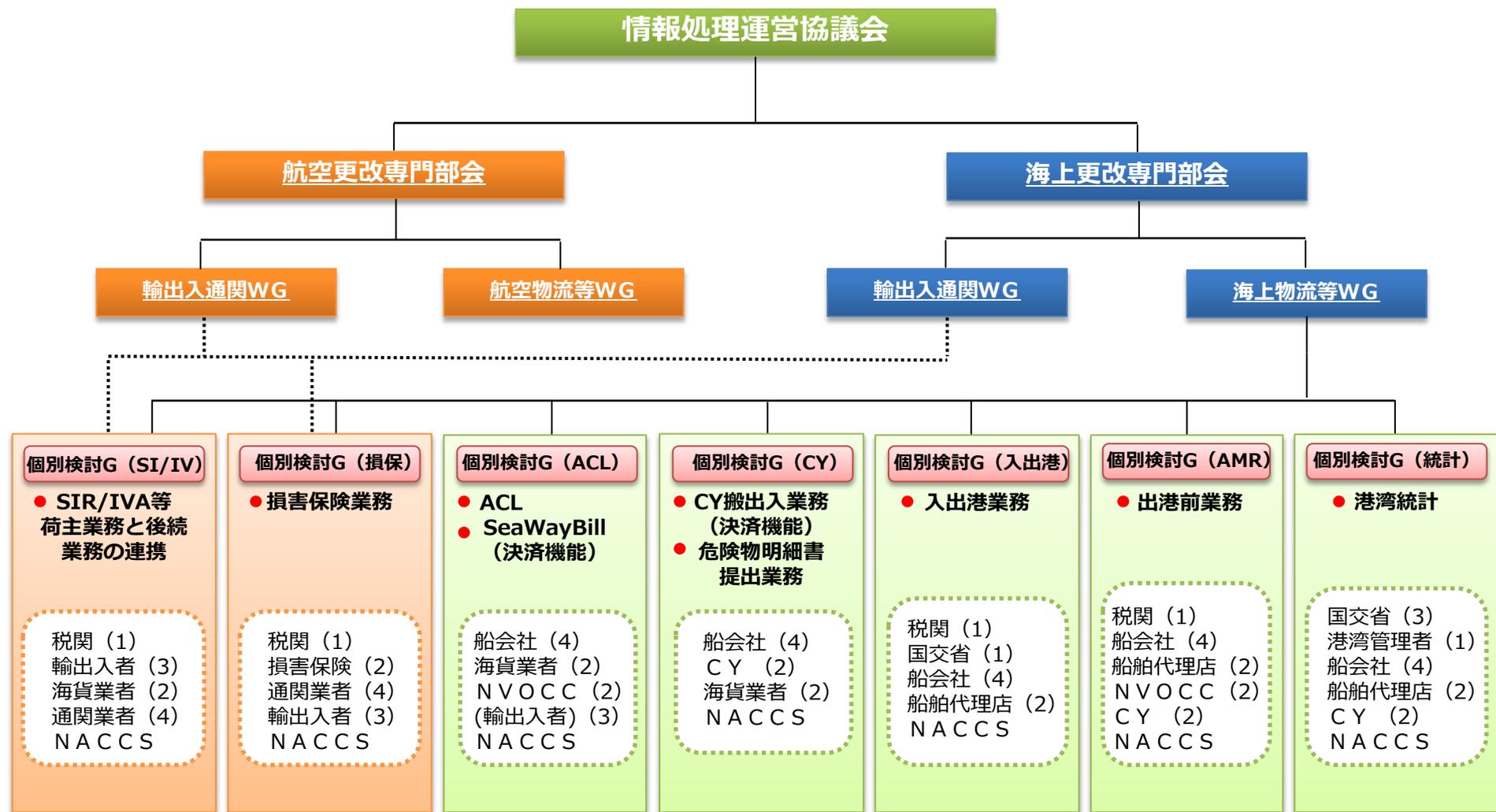
I	検討体制（１）	P2	
II	検討体制（２）－サブワーキンググループの設置－	P3	
III	これまでの経緯	P4	
IV	第６次NACCS開発コンセプト	P5	
V	詳細仕様検討結果		
	・第６次NACCSにおけるセキュリティ対策	P6	
	・第６次NACCSの信頼性（基本仕様合意事項）	P7	
	・第６次NACCSにおけるバックアップ機能	P8	
	・オンライン処理方式の見直し／E D I F A C T電文及びX M L電文	P10	
	・最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し	P11	
	・システム制限値の見直し	P12	
	・システム制限値（D B保存期間）の見直し	P17	
	・利用者I D体系の見直し	P18	
	・端末パッケージソフトの改善（１）	P19	
	・W e b N A C C S対象業務の拡大	P20	
	・海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止	P23	
	・N A C C S専用口座の廃止	P25	
	・輸取出止め再輸入手続のシステム化	P26	
	・事項登録業務・確認業務の追加	P28	
	・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化	P30	
	・通関士審査業務の新設	P31	
	・損害保険業務とN A C C Sの連携	P32	
	・海上における入出港業務の見直し	P34	
	・ドキュメント通関（輸出入）のシステム化	P38	
	・輸出入申告における入出力項目の見直し（第１回）	P39	
	・S I R業務等の利用方法の見直し	P42	
	・B / L 番号入力仕様の見直し（35桁化）	P45	
	・A C L業務の見直し	P47	
	・C Y搬出入業務の改善	P50	
	・B / L 番号体系変更時のR S S O 1業務の実施可能化	P52	
	・見本持出し関連業務の見直し	P53	
	・保税運送承認番号の複数件入力について	P54	
	・L D R単位の搬入総個数の表記	P55	
	・通関書類の添付対象手続きの見直し	P56	
	・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化	P57	
	・端末パッケージソフトの改善（２）： プログラム変更要望に基づく機能改善	P58	
	・業務名称の変更	P61	
	・廃止オンライン業務	P62	
	・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等	P65	
	・港湾統計データの配信方法変更	P67	
VI	詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧	P69	
VII	今後の検討案件一覧	P73	
VIII-1	第６次NACCS更改に向けた全体スケジュール	P79	
VIII-2	詳細仕様の確定プロセスについて	P80	

第6次NACCS更改の検討体制



II 検討体制（2）－サブワーキンググループの設置－

詳細仕様検討のうち、以下の検討項目についてはサブワーキンググループ（個別検討G）を設置し、検討を実施。

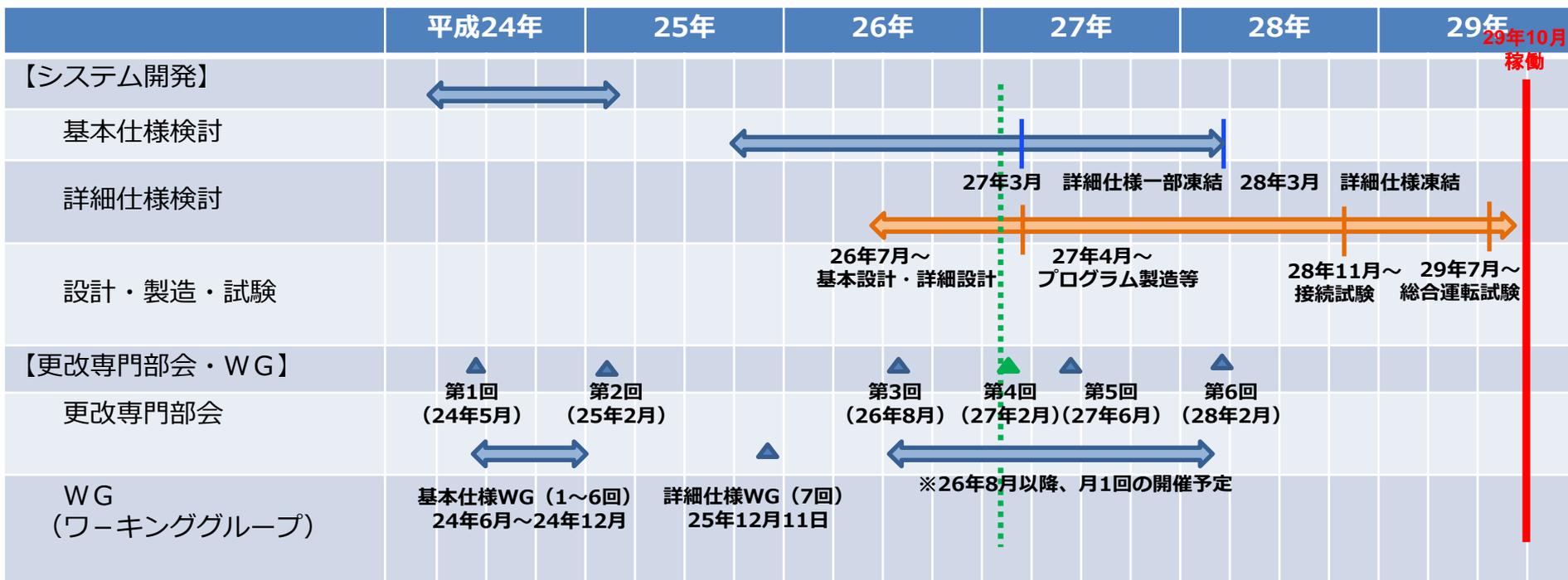


* () 内は参加予定人数

Ⅲ これまでの経緯

年 月 日	会議等開催実績	討議・決定事項等
平成24年 3月12日	第4回 情報処理運営協議会	・航空／海上更改専門部会の設置を承認
平成24年 5月28日	第1回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書の検討開始（主な検討事項の審議） ・基本仕様書の具体的検討はWGにおいて実施することの承認
平成25年 2月 7日	第2回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書（案）の審議
平成25年 3月22日	第5回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS基本仕様書の承認
平成26年 8月 1日	第3回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様の検討開始（主な検討事項の審議） ・詳細仕様の検討体制の承認
平成27年 2月 3日	第4回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書 中間報告（案）の審議

（参考）全体スケジュール抜粋



官民共同利用システムとして、 安定性・信頼性の高いシステム

- ・システムの安定性、信頼性を確保するシステム更改の実現
- ・情報の適正管理と情報セキュリティの確保
- ・平成22年12月10日に発生したシステム障害を踏まえ、バックアップ機能の改善等の検討



- ・海／空統合、関係省庁システム統合後の初めての更改であり、円滑なシステム移行を確保
- ・現行NACCSと同等の稼働率の継続
- ・セキュリティ機能の見直し
- ・バックアップ機能の改善
 - ⇒ 切替時間の短縮化
 - ⇒ 関係省庁手続のバックアップ機能の追加
 - ⇒ 切替方法の改善（利用者側の作業の省略化）

公共的インフラとして、効率性・ 経済性の高いシステム

- ・システムの効率性、経済性を確保するシステム構成、業務機能の見直し
- ・システム開発コストの低減化の実現
- ・関係省庁システムとの統合の見直し



- ・業務実態・利用者ニーズを踏まえた業務全般の最適化 及び 開発コストの低減化
- ・利用実態等を踏まえたオンライン業務、管理資料の一部廃止
- ・一般競争入札による調達
- ・港湾サブシステム等のNACCS統合化

総合的物流情報プラットフォーム としての更なる機能の充実

- ・関係業界、利用者のニーズを業務仕様に反映
- ・貿易関連手続きの更なるペーパーレス化の進展
- ・BtoB、BtoGのポータルとして、国際的なシステム連携機能や民間システムとの連携強化の検討
- ・利用者インターフェース、ネットワークの充実



- ・利用者ニーズを十分に反映するためサブワーキングを設置
- ・損害保険業務とNACCSとの連携
- ・船腹予約業務、危険物明細書のシステム化（海上）
- ・EDI FACT、XML等の利用による国際標準への対応
- ・荷主の情報入力を最上流とする業務フローの見直し（海上）
- ・添付ファイル容量の拡大（3M→10M）
- ・Web NACCSの対象範囲の拡大

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 I-2	第6次NACCSにおけるセキュリティ対策
----	----------	------------	-----------	----------------------

- 第6次NACCSにおいては、現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、セキュリティの一層の強化を図る。※政府が定めるセキュリティ基準（統一技術基準）に準拠。

詳細仕様検討結果

項目	現行システム	次期システム
パスワードの最小文字数	特に制限していない	6文字以上8文字以下とする。
パスワードに含める文字種	特に制限していない	半角英大文字と半角数字を、それぞれ必ず1文字以上含める。
パスワードの履歴管理	特に世代管理を行っていない	3世代管理し、パスワード変更時において3世代前までのパスワードは使用不可とする。
パスワード変更機能	URY業務を使用する	現行システムと同様とする。
パスワードのキャッシュ不可	特に制御していない	WebNACCSにおいてブラウザのパスワードキャッシュ機能を不可とする。
前回ログイン情報の通知	特に通知していない	NACCSパッケージソフト及びWebNACCS使用時において前回ログイン時の情報を表示する。
システム利用に関する規約等の提示	NACCS掲示板にて提示	NACCS掲示板での提示に加え、WebNACCSのログインページから規約等の表示ページに移動できるようにする。
緊急時における特定利用者のシステムの利用制限	NACCSセンターにて制限可能	現行システムと同様とする。

netNACCS及びWebNACCSにおいては、インターネットを使用してNACCSにアクセスするため、上記対策に加え以下のセキュリティ対策を実施する。

- SSL (Secure Socket Layer) による通信の暗号化 (盗聴・改ざん防止)
- クライアントデジタル証明書による端末の特定 (正規端末以外からの利用制限)

なお、WebNACCSは携帯端末からも利用可能であるが、携帯端末からの利用においても上記と同様の対策を実施する。

共通	航空 海上	第2回 専門部会	基本 Ⅱ	第6次NACCSの信頼性（基本仕様合意事項）
----	----------	-------------	---------	------------------------

- ・ 第6次NACCSにおける基本的な信頼性、システム処理等は以下のとおりとする。

詳細仕様検討結果

1. システムライフ

第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とするが（基本仕様Ⅱ-1-1）、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。なお、中年度更改における留意事項等については、第14回WG以降において提示する。

2. バックアップ機能

第6次NACCSでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。詳細については、次ページ参照。（基本仕様Ⅱ-1-3）

3. メンテナンスによるシステム停止

現行システムでは、月1回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第6次NACCSでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図ることとする。なお、具体的な実現方法は、第14回WG以降において提示する。（基本仕様Ⅱ-2-2）

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるバックアップ機能（1）
----	----------	------------	------------	-------------------------

- ・ 大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、バックアップ機能を改善する。

詳細仕様検討結果

1. 切り替え時間等の短縮化

項目	改善内容
メインセンター～バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。

作業内容	現行システム	次期システム
メインセンターからバックアップセンターへの切替時間	概ね1時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンターからメインセンターへの切戻し時間	1日あたり概ね4時間の停止が2日間必要となるため、計8時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

2. 関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項目	改善内容
関係省庁に係る手続に関するバックアップ機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物検疫関連手続、植物検疫関連手続及び輸入食品に関連する手続についてバックアップ機能の強化を図る。 ・ 港湾サブシステムについては、NACCSへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるバックアップ機能（2）
----	----------	------------	------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 切替方法の改善

第6次NACCSにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

処理形態		設定方法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 netNACCS処理方式		パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自社システム	SMT P 双方向処理方式 SMT P / P O P 3 処理方式	<p>自社システムを、常に以下の手順でNACCSに接続。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① センターは予め各フロントサーバのドメイン名とDNSサーバ等のIPアドレスを通知。 ② 自社システムは、DNSサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するIPアドレスを問合せ（注1）。 ③ 自社システムは、DNSサーバ等から返されるIPアドレスに対して電文の送受信を実施。 <p>（参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でDNSサーバ内の各フロントサーバのIPアドレスを、メインセンターのIPアドレスからバックアップセンターのIPアドレスに切り替えることにより実施。</p>
	e b M S 処理方式	e b M S におけるC P A 情報を常に「本番環境」のものを使用。 （注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもC P A 情報は変更しない。

注1. 上記切替の実現のため、自社システムでは、NACCSとの接続に先立ち、必ずDNSサーバ等に各フロントサーバのIPアドレスの問合せを行うように変更し、DNSサーバ等から返された各フロントサーバのIPアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

注2. 切替方法の詳細については、第6次NACCSのネットワークベンダー決定後、改めて説明する予定である（変更の可能性有り）。

EDI 航空海上 第12回WG 基本Ⅲ-1 オンライン処理方式の見直し／EDIFACT電文及びXML電文

- ・ 現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）方式は、廃止する。
- ・ 全てのNACCS業務において、e b M S 処理方式が対応可能となるようにする。
- ・ EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式	ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	NACCS ネットワーク	HTTP	NACCS-EDI電文	○
			NACCS-EDI電文	-
SMTP		XML電文	-	
		NACCS-EDI電文	○	
メール処理方式		SMTP/POP3	EDIFACT電文	-
			XML電文	-
e b M S 処理方式	インターネット	HTTP(S)	NACCS-EDI電文	-
			XML電文	-
netNACCS処理方式		HTTP(S)	NACCS-EDI電文	○
WebNACCS処理方式		HTTP(S)	ブラウザ電文	-

注1：EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

注2：WebNACCS処理方式で利用可能な業務については限定する。

- ・ 第6次NACCSにおけるEDIFACTのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：D98B
 - (2) シンタクスルールのバージョン：Ver.3
 - (3) 文字セット：レベルA（UNOA）、「#」、「@」が使用可能
 - (4) 対象業務：別添WG資料参照
- ・ 第6次NACCSにおけるe b M S のメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：e b X M L M e s s a g e S e r v i c e v 2.0及びe b X M L C P P A v 2.0
 - (2) 対象業務：別添WG資料

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅲ-2,6	最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し
----	----------	------------	-------------	--------------------------

- 第6次NACCSにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 最大電文長の見直し

NACCS – EDI 電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

【参考】

- ① 第6次NACCSの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。
- ② 第6次NACCSの業務見直し（1便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。
- ③ 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

2. 添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3MB) ※1	10,000,000バイト (10MB) ※3
1度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※2	同左

- ※1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって1～3MBを添付ファイルの最大サイズとしている。
- ※2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。
- ※3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、現行システムと同様に、1～3MBを最大サイズとする。

（注）添付ファイルの仕組みを個別業務対応から汎用的に利用可能な仕組みに変更することについては、今後、引き続き検討する。

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（1）：輸出入申告業務における多欄申告対応について
----	----------	-----------	-----------	--------------------------------------

- 「輸入申告（IDC）」業務等、「輸出申告（EDC）」業務等の品目コード等を100欄まで入力できる、多欄数用の輸入申告業務、輸出申告業務を新設する。

詳細仕様検討結果

- 申告の多欄数化

申告の多欄数化については、新規業務の提供によらず、既存の「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の入力欄数を99欄とする改変により対応する。

【参考】

- ① 基本仕様の検討時点では、現行業務（IDA、EDA等）の入力欄数を拡大した場合、NACCSの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を100欄程度まで拡大しても、NACCSの処理能力に影響がないことが判明している。
- ② 入力欄数の最大値を100欄とした場合、IDA業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を2桁から3桁に変更する必要が生じ、自社システムの開発に影響する可能性があるため99欄とした。
※ 自社システム利用者が51欄以上の申告を行う場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。

貨物	航空	第12回 WG	基本 III-3	システム制限値の見直し（2）：スプリット便数の拡大（輸出入）
----	----	---------	----------	--------------------------------

- 航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入業務における1AWBあたりの登録可能なスプリット便数を20便から30便とする。
これに伴い、入出力画面・帳票の変更及び制限値チェックを行っている業務についても併せて変更を実施する。

（対象業務は下表のとおり）

輸 入			輸 出		
業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更	業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更
AWB予備情報登録（AAW）	●		搭載便割当情報登録呼出し（FLI）	●	
積荷目録事前報告（ADM01）	●		搭載便割当情報登録（FLI01）	●	
AWB情報登録（輸入）（ACH）	●	●	搭載便割当情報訂正呼出し（FLF）	●	
貨物確認情報登録（PKG）	●	●	搭載便割当情報訂正（FLF01）	●	
AWB情報訂正（CAW）	●	●	搭載完了登録（便単位）呼出し（CLA）	●	
貨物確認情報訂正（CPK）	●	●	搭載完了登録（便単位）（CLA01）	●	
ULD引取情報登録呼出し（UDA）	●		搭載完了登録（AWB単位）呼出し（CLB）	●	
ULD引取情報登録（UDA01）	●		搭載完了登録（AWB単位）（CLB01）	●	
混載貨物確認情報登録（HPK）	●		FCM作成・送信（FCM）	●	
混載貨物確認情報訂正（CHP）	●		搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）		●
搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（OIN）	●	●	搭載完了強制終了登録（CLF01）		●
輸入貨物情報変更登録（CAI01）	●	●	輸出貨物情報照会（IGS）		●
輸入貨物情報変更登録呼出し（CAI）		●			
輸入貨物情報照会（IAW）		●			

入出港	航空	第12回 WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（3）：1便あたりの旅客数の拡大
-----	----	------------	-----------	-----------------------------

- ・ 航空入出港業務における1便あたりの旅客数の制限値について、700人から1,000人に変更する。

詳細仕様検討結果

航空入出港業務における1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

1. オンライン業務の変更

- ① 旅客情報繰返数を最大999件に変更する。
- ② 出力情報において、旅客情報繰返数を最大999件に変更する。（対象となる出力情報はWG資料を参照）

2. 変更対象業務

- ① 「旅客氏名表報告呼出し（PLR）」業務
- ② 「旅客氏名表報告（PLR01）」業務
- ③ 「入出港届等情報照会（IGD）」業務

3. EDIFACT電文のマッピングの変更

以下の2件について、旅客情報相当部分の繰返数を最大999件に変更する。

- ① PLR110
- ② PLR210

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（４）：1 B / Lあたりのコンテナ件数の拡大
----	----	------------	-----------	-------------------------------------

- 海上輸出入業務における1 B / Lあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における1 B / Lで指定可能なコンテナ件数を最大100件から200件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

1. 入力画面において、1 B / Lに紐づくコンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
2. 出力情報において、1 B / Lに紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
3. 1 B / Lに対して100コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を200コンテナに変更する。（変更対象はWG資料を参照）

バッチ業務の変更点

「港湾統計用輸入貨物データ（K04）」、「港湾統計用輸出貨物データ（K05）」及び「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K06）」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ及びコンテナタイプの繰返し数を100から200に変更する。

貨物	航空	第9回 第11回	WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（5）：1MAWBあたりのHAWB件数の拡大
----	----	-------------	----	-----------	-----------------------------------

- 航空輸出入業務における1MAWBあたりのHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入貨物における1MAWBで登録可能なHAWB件数を最大3,000件から9,999件に拡大する。

【輸入】変更対象業務

業務コード	業務名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、下記の業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

【輸出】変更対象業務

業務コード	業務名
HDF01	混載仕立情報登録
BIIO1	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL注)	搬入確認（多数件処理）
1XU注)	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC注)	搬出確認取消（多数件処理）
1CU注)	搭載完了B（多数件処理）

※ HAWB登録件数制限値チェック件数が最大9,999件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値（700K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とする。

注) 多数件処理で最大件数の入力があると数十分の処理時間が必要。

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 Ⅲ-4	システム制限値（DB保存期間）の見直し
----	----------	------------	-----------	---------------------

- 航空海上申告情報及び海上貨物情報について、システム制限値（DB保存期間）の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	情報名	Air / Sea	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※1	次期 (案) ※1	対応理由
1	輸出申告 ※2	Air / Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※3	Air / Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物	Sea	「積荷目録提出（DMF）」業務実施時	入港年月日	*6日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	*6日	*14日	1B/L複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」業務実施時	搬入予定日	*7日	*14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	Sea	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	*6日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	Air / Sea	「修正申告事項登録（AMA）」業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	Air / Sea	「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	Air / Sea	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

(※1) *印は日曜・祝日を除く日

(※2) 別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

(※3) 移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品感入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。

EDI	航空 海上	第8回 第10回 第13回	WG	基本 Ⅲ-5	利用者ID体系の見直し
-----	----------	---------------------	----	-----------	-------------

- 現行NACCSにおける利用者ID体系は8桁（「利用者コード5桁」＋「利用者識別番号3桁」）としているが、第6次NACCSにおいては、10桁（「利用者コード7桁」＋「利用者識別番号3桁」）に桁数を拡大する。

詳細仕様検討結果

NACCSの利用者IDについては、一部利用者において営業所コードが枯渇するおそれがあること、加えて、出港前報告制度の申請者IDについても、海外利用者の増加が想定されたことから、当初10桁化への変更を提案した。

しかしながら、実際には申請者IDの発給件数が想定ほど進んでおらず、また、利用者ID等の付与基準を見直す等により第6次NACCSにおいても必要な発給可能枠を確保できる見通しが立ったことから、桁数拡大は実施しないこととした。

なお、第6次NACCSにおける利用者IDの付与基準は次のとおりとする。

第6次NACCSにおける利用者コード体系は、現行同様「英数字（2桁）＋企業略称（3桁）」の5桁で構成する。

- 営業所コードが枯渇する可能性が現時点で最も高い管轄税関（大阪）の先頭1桁に新たに「I（アイ）」を追加する。また、それ以外の管轄において枯渇が生じる場合は、管轄税関に拘らずにランダムに付与する方法を採用する。

支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭1桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭1桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭1桁
函館税関	8、H、Z	名古屋税関	5、N、E、R	門司税関	6、M、F、U、X
東京税関	1、T、A、J	大阪税関	4、S、D、 I	長崎税関	7、G
横浜税関	2、Y、B、L	神戸税関	3、K、C、P	沖縄地区税関	9、W

- 企業略称3桁は、1の会社（法人単位）に一つを英字により付与するが、英字による付与が枯渇する場合は、企業略称の2桁目、3桁目に「数字」を付与する。
- 申請者IDについては、申請者IDの先頭3桁目から5桁目までが、全て英字となる申請者IDも払い出すこととする。

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅲ-7	端末パッケージソフトの改善（1）：アップデート機能の改善
----	----------	------------	-----------	------------------------------

- ・ 現行のパッケージソフトについては、①ダウンロード作業に長時間を要する、②利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある、といった問題が存在するため、新たな提供方法を導入する。

詳細仕様検討結果

1. アップデートにおける新たな提供方法

(1) 通常のバージョンアップ（随時）の改善

バージョンアップは、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する（必要なファイルのみダウンロードすることで、バージョンアップ時間の短縮化等が図られる。）。

また、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって、利用者が業務画面を表示しようとする時や帳票を出力しようとする時に、自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。

(2) 利用者による明示的な一括バージョンアップ（任意）

上記以外に利用者が任意のタイミングで、一括バージョンアップを行うことも可能とする。

(3) 年1回程度の最新バージョンのパッケージソフト配布

NACCS掲示板に、年1回程度、最新版のバージョンとなっているパッケージソフトを掲載することによって、必要に応じて、利用者が最新版をインストールすることを可能とする。

2. パッケージソフトの種類を集約

現行のパッケージソフトは種類が多く管理・運用面で煩雑となっていることから、集約化を図る（19→2種類）。

3. プログラム変更要望に基づく改善（詳細は58ページ以降を参照）

→ 仕様変更後における、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。

→ ゼロとオーの区別を容易にするため、ZSゴシック化を採用する。

→ 電文保存期間のデフォルト日数を10日に変更する。 等

4. netNACCSにおけるデジタル（クライアント）証明書のインストール及び更新作業の簡略化については、ネットワーク提供ベンダーの確定後に、改善について検討を行う。

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大（1）
-----	----------	------------	-----------	--------------------

- WebNACCS処理方式についてその対象業務の拡大を図るとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。

詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、WebNACCS対象業務として、既存の「利用者情報登録（URY）」業務等の他に、
 - 入出港関連業務（海上）
 - 利用頻度の高い照会業務（航空・海上）
 - 第6次NACCSにおける新規業務で、WebNACCS処理方式が馴染むもの（航空・海上）

を追加する（詳細は次ページ以降を参照）。

なお、既存の対象業務である、動物検疫・植物検疫関連業務については引き続き対象業務とするが、バンプール業者向け業務及び電子決済関連業務については、今後も利用が見込めない、第6次NACCSにおいて業務自体が廃止される等のため、対象業務から廃止される。

- Webインターフェースについては、PC、タブレット及びスマートフォンにおける利用を検討するが、スマートフォン用に特化した画面の提供については実施しない。
- 上記端末の利用については、現行NACCSと同等以上のセキュリティ（注）の確保を前提とする。

なお、具体的なセキュリティ対策については、ネットワーク提供ベンダーの決定を待って検討を進めることとし、検討の結果、端末の種類によってはセキュリティの確保が困難と判断されるケースも考えられるが、その場合は、一部端末の利用を認めないこととする。

（注）少なくとも、netNACCSにおいて採用している、デジタル証明書相当、利用者ID及びパスワードによるセキュリティレベル以上のセキュリティ

EDI	航空 海上	第10回 他 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大(2)
-----	----------	--------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(入出港関連業務)

海空	業務名	業務コード
海	船舶基本情報登録	V B X
	船舶基本情報訂正	V B Y
	船舶基本情報訂正呼出し	V B Y 1 1
	船舶運航情報登録	V T X 0 1
	乗組員情報登録	V T X 0 2
	旅客情報登録	V T X 0 3
	船用品情報登録	V T X 0 4
	船舶運航情報登録呼出し	V T X 1 1
	乗組員情報登録呼出し	V T X 1 2
	旅客情報登録呼出し	V T X 1 3
	船用品情報登録呼出し	V T X 1 4
	入港前統一申請	V P X
	入港前統一申請呼出し	V P X 1 1
	入港前統一申請 B	V P T※
	入港前統一申請 B呼出し	V P T 1 1※
	入港届等	V I X
	入港届等呼出し	V I X 1 1
	入港届等 B	V I T※

海空	業務名	業務コード
海	入港届等 B呼出し	V I T 1 1※
	移動届	V M R
	移動届呼出し	V M R 1 1
	出港届等	V O X
	出港届等呼出し	V O X 1 1
	出港届等 B	V O T※
	出港届等 B呼出し	V O T 1 1※
	入出港届等照会	I V S
	船舶基本情報登録(内航船)	J B X※
	船舶基本情報訂正(内航船)	J B Y※
	船舶基本情報訂正呼出し(内航船)	J B Y 1 1※
	入港前統一申請等(内航船)	J P T※
	入港前統一申請等呼出し(内航船)	J P T 1 1※
	入港届等(内航船)	J I T※
	入港届等呼出し(内航船)	J I T 1 1※
	移動届(内航船)	J M R※
	移動届呼出し(内航船)	J M R 1 1※
	出港届等(内航船)	J O T※

海空	業務名	業務コード
海	出港届等呼出し(内航船)	J O T 1 1※
	入港料減免・還付申請	K I T※
	入港料減免・還付申請呼出し	K I T 1 1※
	船舶運航動静通知	K M T※
	船舶運航動静通知呼出し	K M T 1 1※
	海側施設使用許可申請	K S T※
	海側施設使用許可申請呼出し	K S T 1 1※
	陸側施設使用許可申請	K L T※
	陸側施設使用許可申請呼出し	K L T 1 1※
	ファイル申請	K F T

注：※の付与されている業務については、パッケージソフトでは提供しない。

EDI	航空 海上	第10回 他 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大(3)
-----	----------	--------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(その他)

空 海	業 務 名	業務 コード
海	貨物情報照会	ICG
	コンテナ情報照会	ICN
	積荷目録状況照会	IMI
	輸入申告等照会	IID
	輸出申告等照会	IEX
	輸入申告等一覧照会	IDI
	輸出申告等一覧照会	IES
	とん税等納付申告	TPC
	不開港出入許可申請	CPC
	船舶コード照会	IVK
	船舶管理情報照会	IVC
	不開港出入許可申請照会	IPP
	入出港日別一覧照会	IVD
	船舶・航空機資格変更届	KPC01
	船舶・航空機資格変更届呼出し	KPC
	船舶・航空機資格変更届照会	IKP

空 海	業 務 名	業務 コード
空	輸入貨物情報照会	I AW
	輸出貨物情報照会	I G S
	混載貨物仕立状況照会	I M A
	輸入申告等照会	I I D
	輸出申告等照会	I E X
	輸入申告等一覧照会	I D I
	輸出申告等一覧照会	I E S

空 海	業 務 名	業務 コード
空海	包括保険仮事項登録	H H A
空海	包括保険仮事項登録呼出し	H H B
空海	包括保険仮登録	H H C
空海	包括保険照会	I I N

共通 貨物	航空 海上	第10回 WG	基本 IV-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（1）
----------	----------	------------	------------	--------------------------

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする。（海上／航空システム間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上システムで処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。



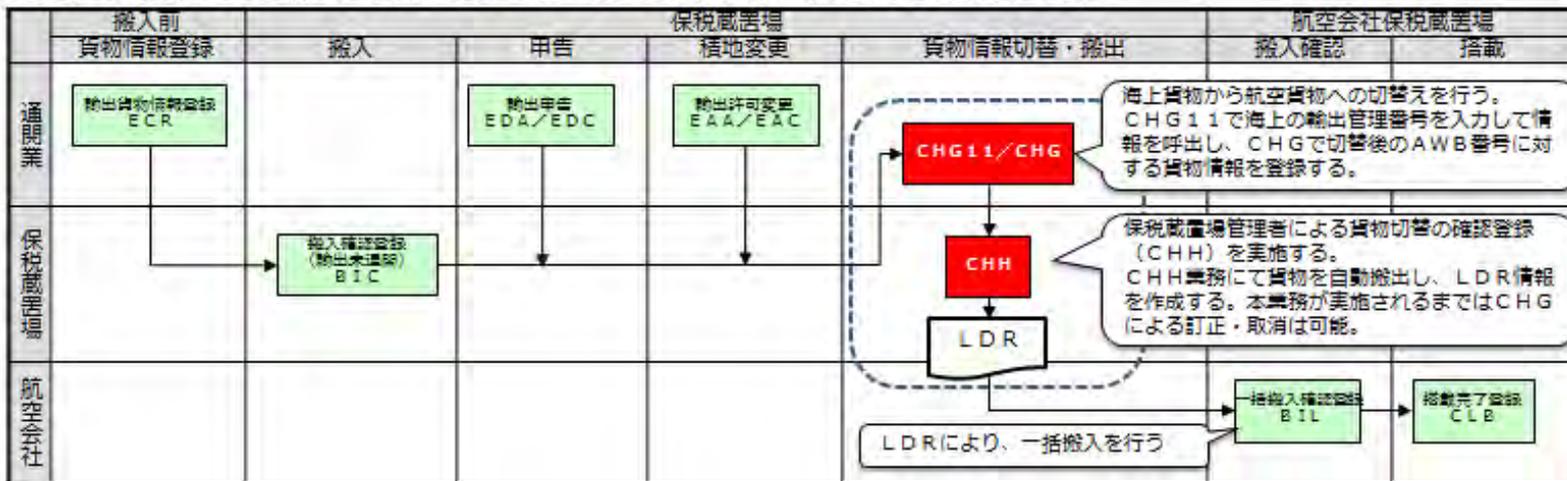
- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

海上／航空システム間で情報連携を行うための 新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）

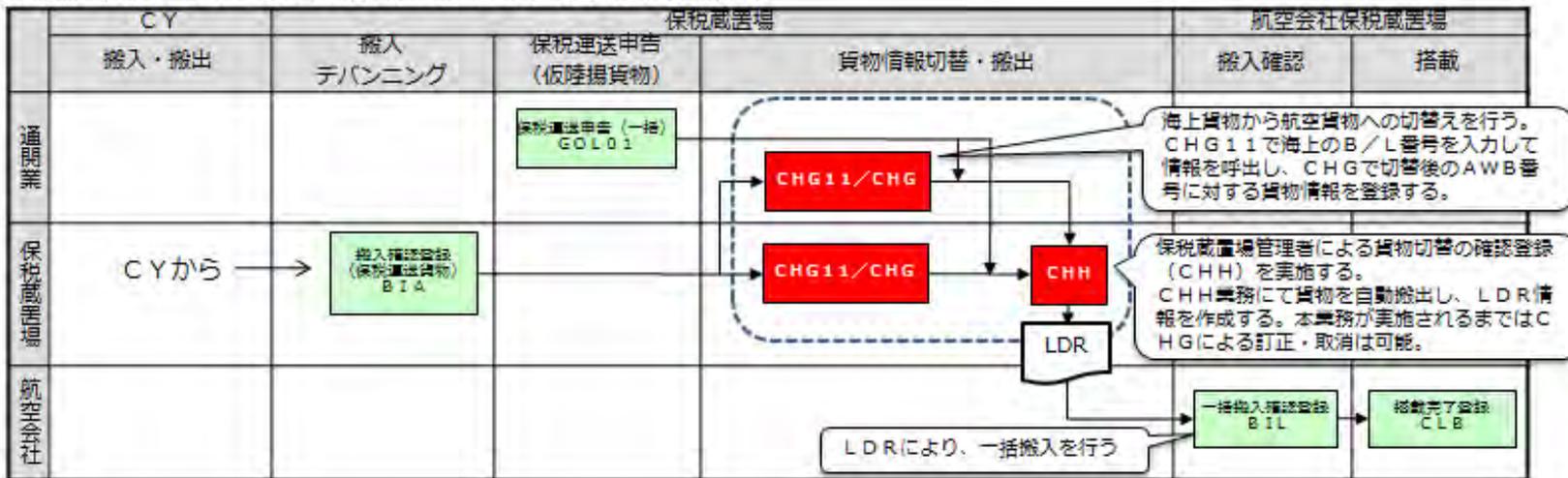
業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録時の呼出し ：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ② 訂正・取消の呼出し ：CHG業務にて登録した航空貨物（AWB番号）を入力して、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録 ：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『貨物情報切替確認情報（CHH）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ② 訂正 ：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③ 取消 ：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

詳細仕様検討結果

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合



② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



通関	航空 海上	第8回 WG	基本 IV-4	NACCS専用口座の廃止
----	----------	-----------	------------	--------------

- ・ NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。

詳細仕様検討結果

- ・ NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はWG資料参照

1. NACCS専用口座とリアルタイム口座の比較等

(平成27年1月13日現在)

項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：44行55支店	銀行：67行全支店 信用金庫：196信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。 ※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間を除く。1月1日 20:15～1月2日 05:40 6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比

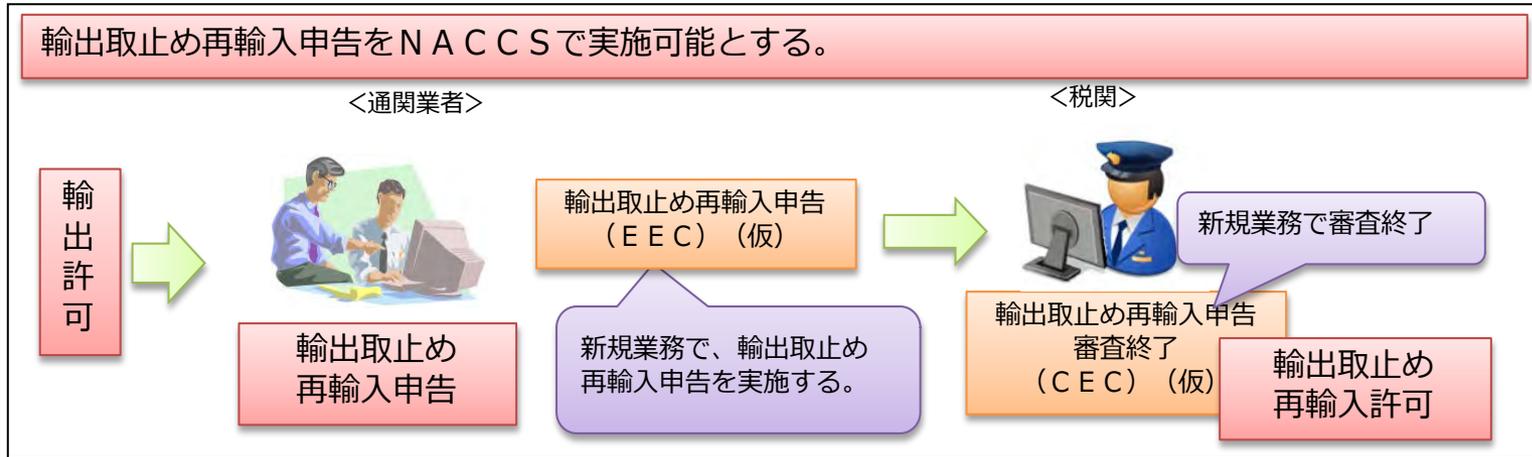
(平成26年11月6日～平成27年1月13日実績)



通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（1）
----	----------	------------	------------------	---------------------

- ・ 輸出取止め再輸入手続きについて、システムにより対応する。

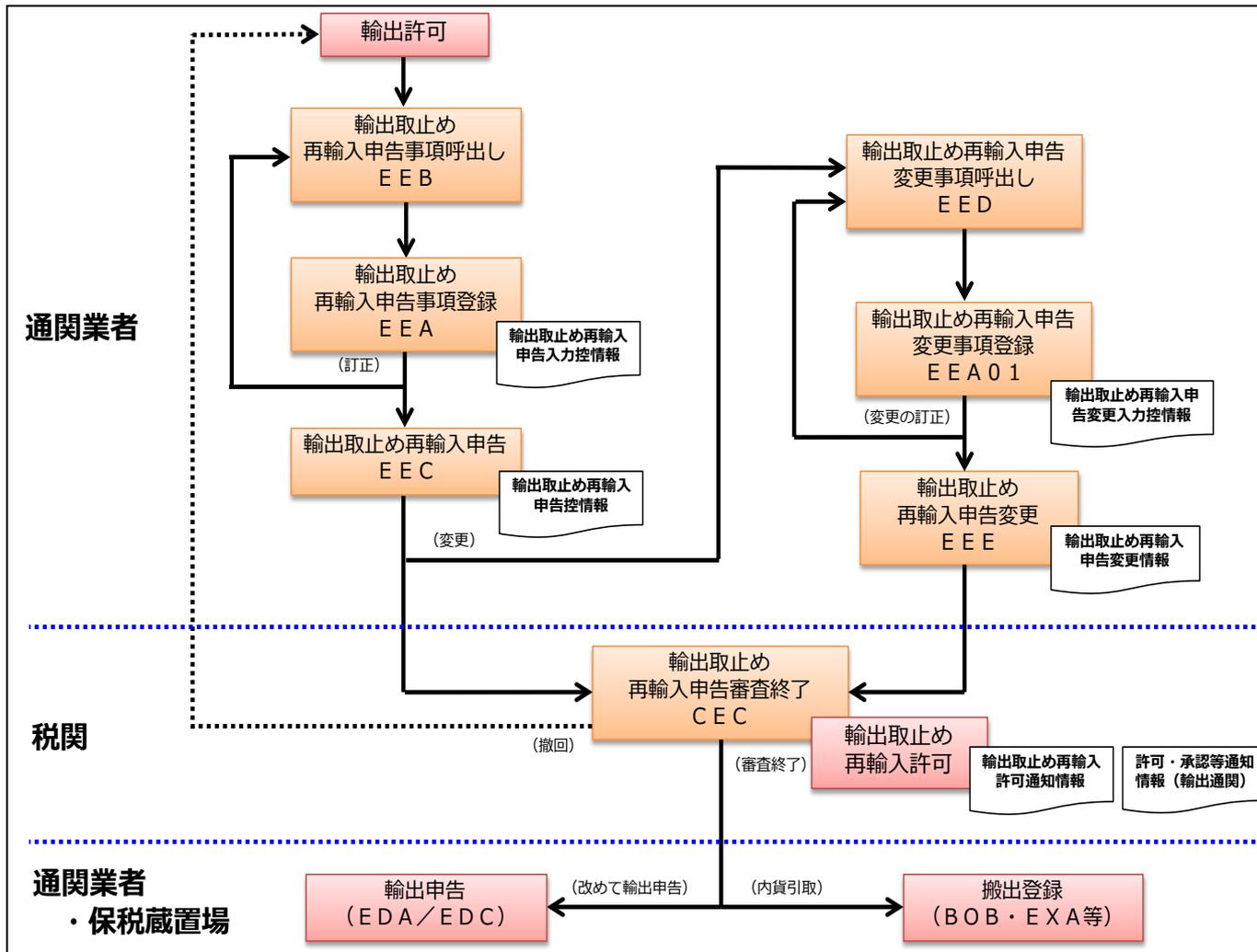
詳細仕様検討結果



機能の概要	
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了並びに照会業務を新設する。 なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 （例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等情報登録（輸出通関）」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。なお、当該輸出取止め再輸入申告が撤回された場合は、船積み又は搭載を再度可能にする。

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（2）
----	----------	------------	------------------	---------------------

詳細仕様検討結果



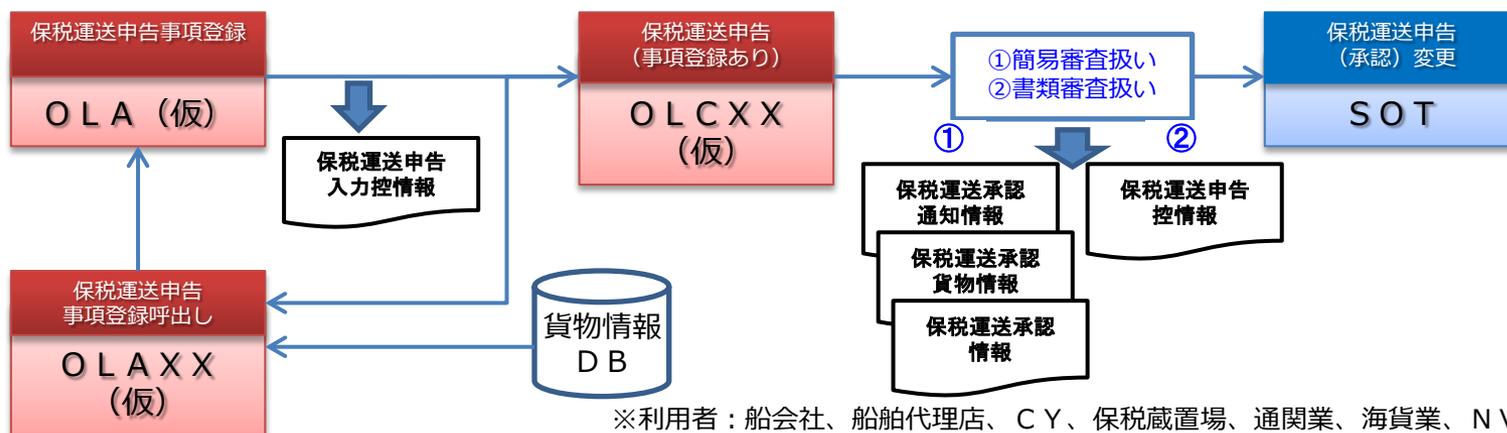
貨物	海上	第8回 WG	基本 IV-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の追加（1）
----	----	--------	---------------	-------------------

- ・ 現行において事項登録業務等がない業務について、利用者からの要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

1. 「海上保税運送申告（OLC）」業務

次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申告内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

業務仕様の概要

1	事項登録業務であるOLA（仮）業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
2	OLA（仮）業務の利用は選択可能とし、従来通りの業務（保税運送申告業務（OLC））での保税運送申告も可能とする。
3	呼出し業務であるOLA××（仮）業務を新設し、OLC××（仮）業務実施前に、OLA（仮）業務でシステムに登録済みの保税運送申告情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	OLA（仮）業務による事項登録後、事項登録時専用の申告業務であるOLC××（仮）業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
5	OLA（仮）業務にて登録した保税運送申告情報は、OLC××（仮）業務実施までの間に訂正できる。
6	OLC××（仮）業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLA××（仮）業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
7	OLA（仮）業務、OLC××（仮）業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。

貨物 共通	海上	第12回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化
----------	----	------------	------------------	-------------------

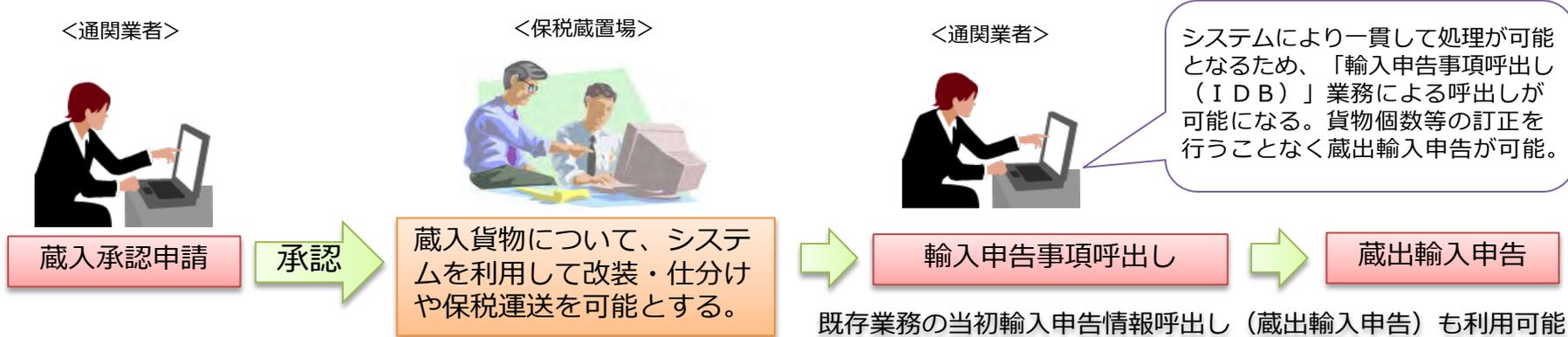
- ・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

1. 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
2. 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
3. 後続業務を可能とするため、蔵入後の貨物についても貨物情報DBにおいて管理を行う。
4. 蔵出申告時において、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とする。
5. 蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする（承認後、2年間を可能期間とする予定）。

① 蔵入承認済貨物に関する搬出入	④ 蔵入承認済貨物の保税運送申告
② 蔵入承認済貨物の改装・仕分け	⑤ 蔵入承認済貨物情報の照会
③ 蔵入承認済貨物情報の呼出し	

蔵入承認後においてもシステムによる後続業務を実施可能とする（海上貨物に限る。）。

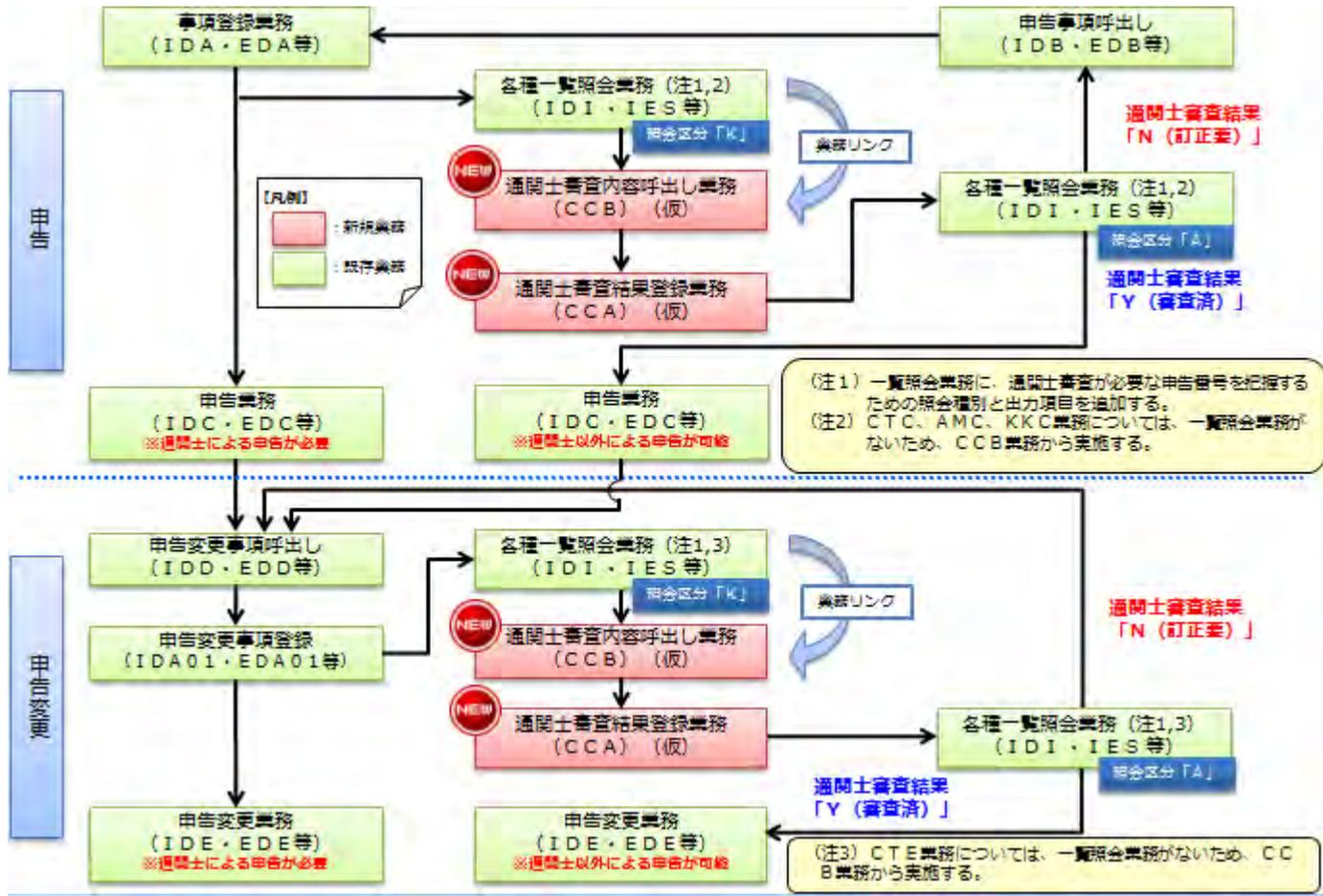


通関	航空 海上	第13回 WG	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設
----	----------	------------	------------------	------------

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

詳細仕様検討結果

- 通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに提供する。



項番	対象となる申告・申請手続き (案)
1	輸入申告 (IDC)
2	シングルウィンドウ輸入申告 (SWC)
3	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告 (MWC)
4	輸入申告 (沖縄特免制度) (OTC)
5	一括特例申告 (TKC01)
6	機用品載入承認申請 (CTC)
7	修正申告 (AMC)
8	関税等更正請求 (KKC)
9	輸入申告変更 (IDE)
10	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告変更 (MWE)
11	輸入申告変更 (沖縄特免制度) (OTE)
12	機用品載入承認申請変更 (CTE)
13	輸出申告 (EDC)
14	輸出許可内容変更申請 (EAC)
15	別送品輸出申告 (UEC)
16	別送品輸出許可内容変更申請 (UAC)
17	輸出申告変更 (EDE)
18	別送品輸出申告変更 (UEE)

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------

- 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、①包括保険申請手続のオンライン業務化、②当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供の実現を目指す。

詳細仕様検討結果

- 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。

※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

- 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。
 - 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務によりNACCSに登録（送信）する。その際、Emailアドレス（5つまで）を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。（保険契約者＝輸入者へ通知することを想定）
 - ①の事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。
 - 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）（仮）」業務を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に受理番号含む保険情報が送信される。
 - Emailで保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し（HKB）（仮）」業務により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。
 - 輸入者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
- 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。
- システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。
- 「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。
- 「包括保険照会業務（個別照会、一覧照会）」を新設する。

- 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。

＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞

→データの提供は、NACCS→輸入者とし、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。

＜提供するデータの項目・提供方法等について＞

→データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回とする。提供するデータの項目・提供方法は、今後検討する。

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

新規オンライン業務

業務コード	業務名	入力者	業務概要
HHA	包括保険仮事項登録	損害保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 包括保険の申請手続きに係る仮情報を登録、料率変更、訂正する。処理区分は「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。 HKA業務、HKB業務及び「包括保険照会（IIN）」業務における入力者チェックで使用するための、「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する。パスワードは「包括保険仮登録情報控」で通知する。 HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」の宛先として、「e-mailアドレス」を5送信先分、登録可能とする。
HHB	包括保険仮事項登録呼出し	損害保険会社	HHA業務によりシステムに登録した包括保険仮情報を呼び出す。呼び出された情報は、HHA業務により、料率変更、訂正を行うことが可能である。
HHC	包括保険仮登録	損害保険会社	HHA業務で登録した包括保険仮情報について、損害保険会社が確認した旨を登録する。登録した包括保険仮情報は、輸入者または通関業者による「包括保険確認登録（HKA）」業務実施までは輸入申告等で使用できない。なお、包括保険入力控についてはe-mail送信機能を実装する。
HKA	包括保険確認登録	輸入者 通関業者	HKB業務で呼び出した包括保険仮情報について、輸入者（通関業者）が確認した旨の登録を行う。実施後、登録した包括保険情報を輸入申告等で使用可能とする。
HKB	包括保険確認登録呼出し	輸入者 通関業者	輸入者（通関業者）による確認が必要な包括保険仮情報を呼び出す。呼び出した情報は、HKA業務により、確認登録に利用できる。

変更オンライン業務

「包括保険照会（IIN）」業務について、輸入者、通関業者及び損害保険会社による利用を可能とする。また、個別照会機能に加えて、一覧照会機能を追加する。

新規管理資料

前月に行われた輸入申告等の許可・承認実績から、包括保険を使用したデータを収集し輸入者別に提供するため、「包括保険使用実績データ（I57）」を新たに提供する。

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（1）
-----	----	-----------------	------------------	--------------------

- 港湾サブシステムのNACCS統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）を行うとともに、あわせて海上入出港業務について、Webインタフェースの導入や1船舶あたりの運航情報件数の拡大等の見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムのNACCS統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、NACCS本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務のNACCS統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（CRW03）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	<ol style="list-style-type: none"> 照会業務 現在は、NACCS本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を行う必要がある。 書類番号等の見直し 現在、入出港に関係する業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払いだす仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 照会業務 「申請状態確認（JSS）」業務、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を廃止し、「入出港届等照会（IVS）」業務に統合する。 書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（2）
-----	----	-----------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様										
4	Webインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Web化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてWeb化を実現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・ 現行外航船業務（VTX01業務等（B業務*）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。										
5	呼出し機能の充実	入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）業務で登録した情報は、入港前統一申請B（VPT）、入港届等B（VIT）、出港届等B（VOT）業務で呼び出すことができない。	VPX、VIX、VOX業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。										
6	添付業務の見直し	添付業務である「ファイル申請（KFT）」業務で指定できる宛先は、港湾管理者のみである。	KFT業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、検疫所、地方運輸局を追加する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>手続名</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検疫通報</td> <td>検疫所</td> </tr> <tr> <td>入港通報</td> <td>検疫所</td> </tr> <tr> <td>入港届（明告書を含む）</td> <td>検疫所</td> </tr> <tr> <td>保障契約情報</td> <td>地方運輸局</td> </tr> </tbody> </table>	手続名	提出先	検疫通報	検疫所	入港通報	検疫所	入港届（明告書を含む）	検疫所	保障契約情報	地方運輸局
手続名	提出先												
検疫通報	検疫所												
入港通報	検疫所												
入港届（明告書を含む）	検疫所												
保障契約情報	地方運輸局												
7	出力レイアウトの見直し 【基本 IV-6-10】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Webインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。										
8	寄港順序入替方法の見直し 【基本 IV-6-10】	VTX01の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単に行えない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。										

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（3）
-----	----	-----------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
9	1船舶あたりの旅客数の拡大	1船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。
10	V T X 0 2業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において性別を入力する項目がない。	V T X 0 2業務等に性別を任意項目として追加する。
11	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（V P X）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。
12	保証契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位1,2」の通貨コードは任意入力項目となっている。	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
13	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	V P X業務等に「港内管制信号所」欄を追加する。当該変更に伴い、I V S業務にも「港内管制信号所」欄を追加する。
14	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」についても使用可能とする。
15	入国管理局宛での乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（V P X）」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。
16	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から63日とする。

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（4）
-----	----	-----------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
17	外航バース、内航バースチェックの追加	「船舶運航情報登録（VTX01）」業務等において、バースコードを入力する項目に対し、外航バースか内航バースのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	VTX01業務等において、バースコードを入力する際、使用可能なコードか否かのチェックを追加する。
18	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（VTX03）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
19	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（VTX03）」業務及び「船用品情報登録（VTX04）」業務では削除ができない。	VTX03業務、VTX04業務で削除を可能とする。
20	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（VPX）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。
21	1船舶あたりの運航情報件数の拡大 【基本IV-6-10】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。一方、短時間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態となっている。	「船舶運航情報登録（VTX01）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（VPX）」、「入港届等（VIX）」、「出港届等（VOX）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。
22	とん税等納付申告（TPC）業務におけるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、TPC業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。TPC業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	TPC業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。「入力項目/0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。
23	CPC業務における船舶基本情報と純トン数との一致	「不開港出入許可申請（CPC）」業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。

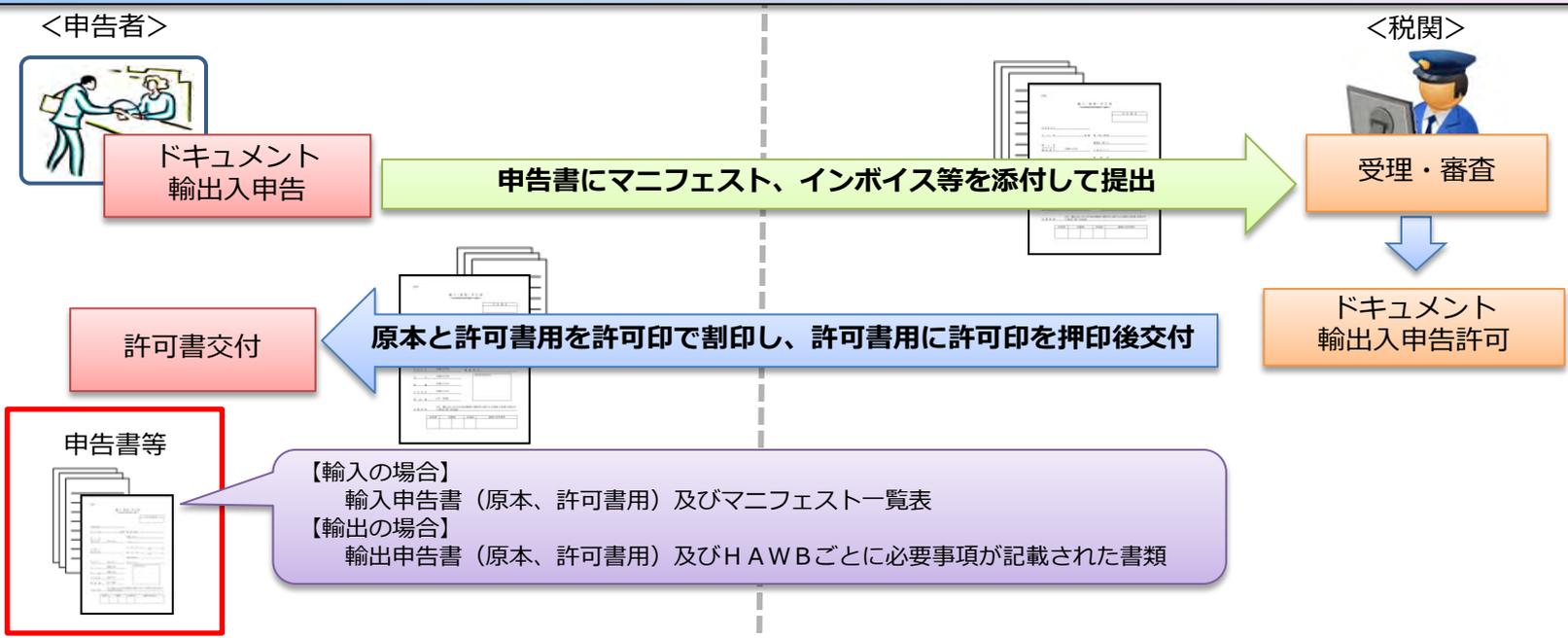
通関	航空	第12回 WG	基本 IV-5-5-(2)	ドキュメント通関（輸出入）のシステム化
----	----	---------	---------------	---------------------

- ・ N A C C Sにおいて利用可能な輸出入通関申告について、以下の対象貨物を新たに追加することを検討する。
 - ① 航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント）
 - ② 航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）

詳細仕様検討結果

第6次NACCSでは、ドキュメント通関を汎用申請業務の対象として追加する。

<参考> 現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めており、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。また、輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（第1回）（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------------

- 輸出入申告等における入出力項目の見直し（第1回）

詳細仕様検討結果

1. 輸出申告関連

※ 見直し対象の項目は、今後の検討を受けて追加となる。

(1) 新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。

(2) 既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	見直し 内容	項目名	概要
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	入力欄数を現状の5欄から15欄に増加。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所1 ※都道府県 バンニング場所住所2 ※市町村等 バンニング場所住所3 ※町域名・番地 バンニング場所住所4 ※ビル名ほか	(海上のみ) 税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（第1回）（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

2. 輸入申告関連

(1) 新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	事前教示（評価）	関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として2欄追加。
3	欄部	事前教示（分類）	品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
4	欄部	事前教示（原産地）	原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。

(2) 既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	項目名	見直し 内容	概要
1	共通部	B / L 番号（海上のみ）	桁数増	入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	欄数増	入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	包括評価申告受理番号	欄数増	入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施。
4	共通部	識別符号	種別 追加	通関等多様な申告形態に対応するため、入力可能な種別を増やす。 ※追加する種別については、今後検討。
5	欄部	原産地証明書識別	桁数増	現状の1桁を4桁に増やし、コード体系の見直しを行う。

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（第1回）（3）
----	----------	------------	--------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告における出力項目の見直し

輸出入申告控及び輸出入許可通知書等の帳票については、前記のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

項番	輸出入区分	項目名	見直し内容	概要
1	輸出入共通	審査区分	桁数増	現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
2	輸入のみ	包括評価標準式識別	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
3	輸入のみ	包括評価補正区分コード	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
4	輸入のみ	包括評価補正式	欄数増 桁数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁に増やす。
5	輸入のみ	輸出の委託者名	桁数増	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁に増やす。

V 詳細仕様検討結果

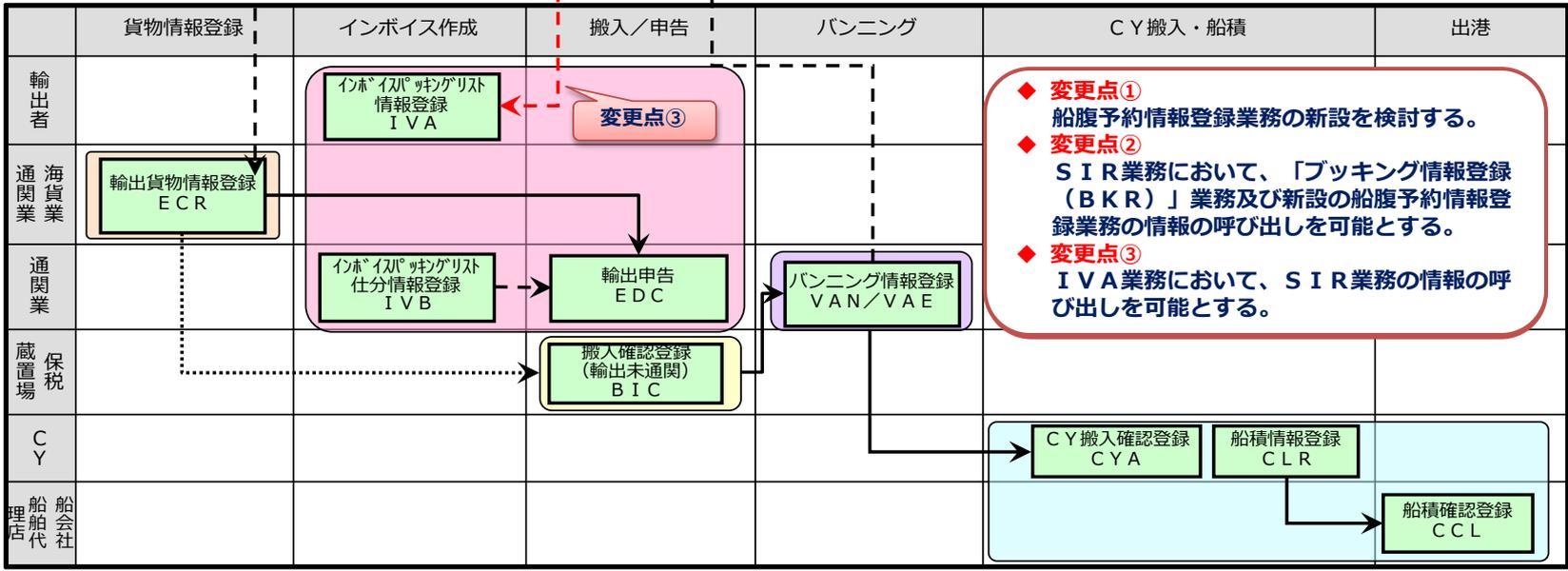
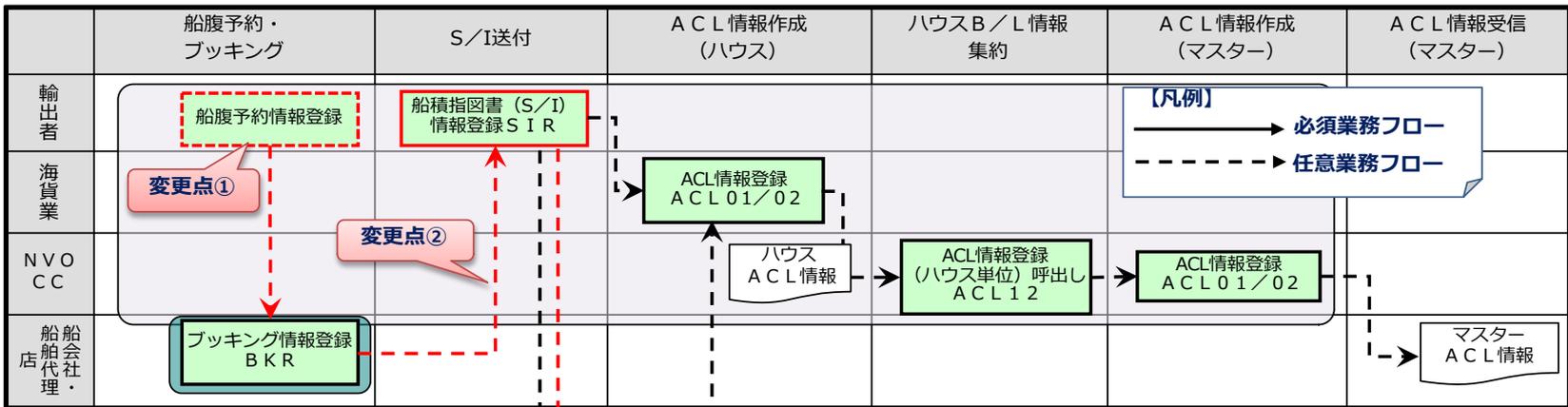
共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・「船積指図書（S/I）情報登録（S I R）」業務の後続業務における利用方法について関係者間で協議を行い見直しを図る。

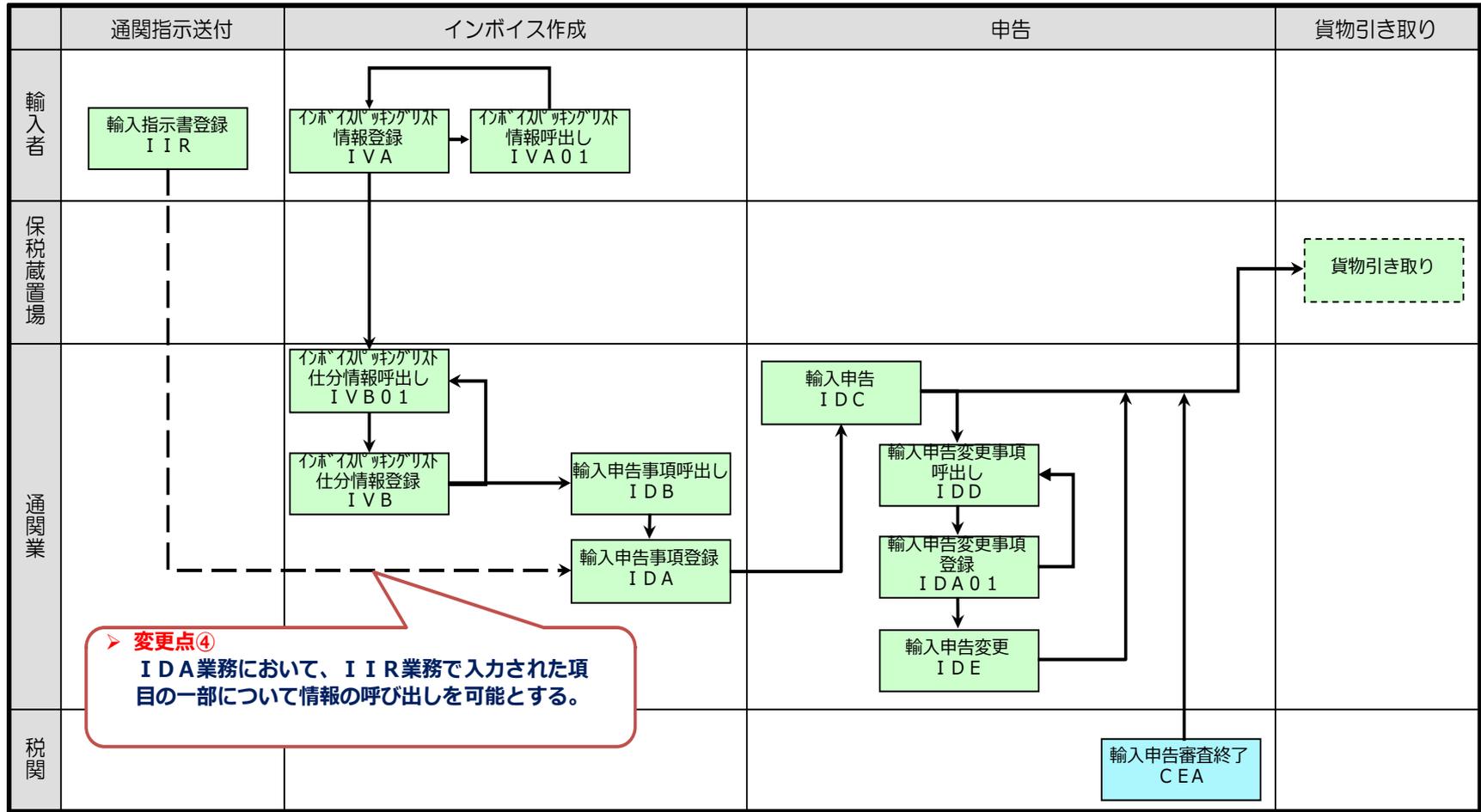
詳細仕様検討結果

	航空 海上	検討項目	詳細仕様
1	海上	S I R業務と後続業務との業務フローの再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上における輸出については、「B/L関連」と「申告関連」を別の業務フローとして整理する。 ・ 「B/L関連」については、S I RをACLの上流情報と位置付け、S I Rの項目はACLの項目に原則として合わせる。（S I RをACLの先行業務として必須化するものではない。） ・ 「申告関連」については、ECR-EDA（一部：IVA-IVB-EDA）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。 ・ S I Rの情報のうち、ECR、IVAに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（IVA業務時にS I Rから情報を呼出す新規機能を追加）
2	海上	S I R業務と船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブッキング情報登録（BKR）の項目のうち、S I Rに流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 ・ BKR業務の先行業務として「船腹予約情報（荷主→船会社等）」登録業務の新設を検討する。
3	海上	I I R業務と後続業務の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入指示書登録（I I R）業務と、輸入申告事項登録（I D A）等との連携を可能とする。 ⇒I I R業務で送信される「荷主リファレンス番号」、「荷主セクションコード」について、I D A業務で流用可能とする見直しを実施する。
4	航空 海上	I V A業務の位置づけと情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ I V A業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用として利用は引き続き視野に入れる。） ・ P A A（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。 （※P A A：東/南東アジア地域において、電子商取引又は貿易関連のシステムの構築・運用を通じて各種サービスを提供する事業者が集まった企業アライアンス） ・ S I Rの項目のうちI V Aで利用可能な項目については、呼出しを可能とする（新規機能）。 ・ I V A業務の荷主以外の利用については、継続検討とする。

詳細仕様検討結果



詳細仕様検討結果



貨物	海上	第13回 WG	基本 IV-6-8	B / L 番号入力仕様の見直し (1) : 35桁化
----	----	---------	-----------	-----------------------------

- ・ B / L 番号の入力について、NACCS用船会社コード (4桁) + 31桁の計35桁までの入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

B / L 番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	CHJ	貨物情報仕分け	13	SCR	簡易貨物情報登録
2	CHU	貨物取扱登録 (仕合せ)	14	SOT	保税運送申告 (承認) 変更
3	SHS	貨物取扱登録 (改装・仕分け)	15	AHR	出港前報告 (ハウスB/L)
4	CPC	不開港出入許可申請	16	AMR	出港前報告
5	BIX	システム外搬入確認取消	17	CHR	出港前報告訂正 (ハウスB/L)
6	BIB	システム外搬入確認 (輸入貨物)	18	CMR	出港前報告訂正
7	CYB	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位)	19	CMF01	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務前)
8	CYD	システム外CY搬入確認 (B/L単位)	20	CMF02	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務後)
9	CYD01	システム外CY搬入確認 (B/L単位) (事前登録)	21	MFR	積荷目録情報登録
10	NVC01	ハウスB/L貨物情報登録 (登録、訂正、削除)	22	IDA	輸入申告事項登録
11	NVC02	ハウスB/L貨物情報登録 (関連付け)	23	IDA01	輸入申告変更事項登録
12	OLC	保税運送申告	24	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

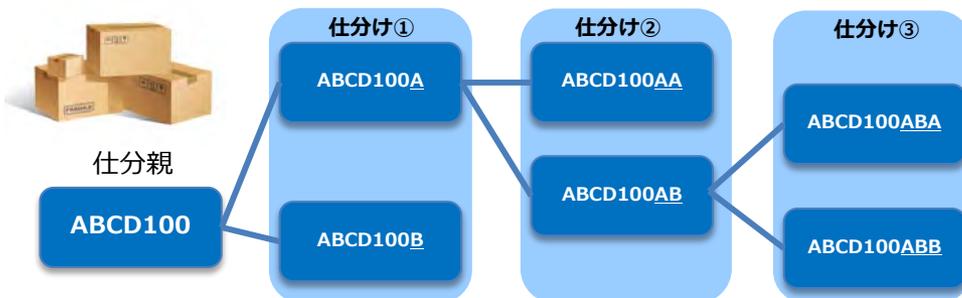
共通 海上 第13回 WG 基本 IV-6-8 B / L 番号入力仕様の見直し (2) : 仕分け (仕合せ) ・内取り

- ・仕分け (仕合せ) 業務を実施した際の取扱枝番について、仕分 (仕合) 親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け (CHJ)」業務は「仕分前 B / L 番号」を仕分親番号とし、直前の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与は A → V、その後 AA → VV の順

※枝番に I ・ O (オー) ・ W ・ X ・ Y ・ Z は使用しない。

- ・「貨物取扱登録 (仕合せ) (CHU)」業務についても、直前の先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・次期仕様においては、「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務で内取りの実施を可能とする。
- SHS 業務、仕分数の項目に新たに「内取り : 0 (ゼロ)」の区分を設ける。

- ・繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
- 内取元については B / L 番号を変更せず、内取りの度に 内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。

貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS) 業務画面

V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し(1)
----	----	---------	-----------	--------------

- ACL業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	ACL業務の統廃合及び名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする。 現行ACL「船積確認事項登録」の業務名を「ACL情報登録」に変更し、ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。(注:ACL=Acknowledgement of Cargo Loading) <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>現行業務名</th> <th>第6次業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACL01</td> <td>船積確認事項登録(コンテナ船用)</td> <td>ACL情報登録(コンテナ船用)</td> </tr> <tr> <td>ACL02</td> <td>船積確認事項登録(在来船用)</td> <td>ACL情報登録(在来船・自動車船用)</td> </tr> <tr> <td>ACL11</td> <td>船積確認事項登録呼出し</td> <td>ACL情報呼出し</td> </tr> <tr> <td>ACL12</td> <td>船積確認事項登録(ハウス単位)呼出し</td> <td>ACL情報登録(ハウス単位)呼出し</td> </tr> <tr> <td>I A L</td> <td>船積情報照会</td> <td>ACL情報照会</td> </tr> <tr> <td>I A C</td> <td>船積情報登録状況照会</td> <td>ACL情報登録状況照会</td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	現行業務名	第6次業務名	ACL01	船積確認事項登録(コンテナ船用)	ACL情報登録(コンテナ船用)	ACL02	船積確認事項登録(在来船用)	ACL情報登録(在来船・自動車船用)	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し	ACL12	船積確認事項登録(ハウス単位)呼出し	ACL情報登録(ハウス単位)呼出し	I A L	船積情報照会	ACL情報照会	I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会			
業務コード	現行業務名	第6次業務名																								
ACL01	船積確認事項登録(コンテナ船用)	ACL情報登録(コンテナ船用)																								
ACL02	船積確認事項登録(在来船用)	ACL情報登録(在来船・自動車船用)																								
ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し																								
ACL12	船積確認事項登録(ハウス単位)呼出し	ACL情報登録(ハウス単位)呼出し																								
I A L	船積情報照会	ACL情報照会																								
I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会																								
2	決済関連業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点でこの解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W B I</td> <td>SWB確定通知</td> <td>P A S</td> <td>支払選択登録</td> <td>I W B</td> <td>SWB情報照会</td> </tr> <tr> <td>W B I 1 1</td> <td>SWB確定通知呼出し</td> <td>P A S 1 1</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>W B S</td> <td>SWB情報通知</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 決済関連業務の廃止に伴い、ACL業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄及び「請求先名」欄を削除する。 	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会	W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会		
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会																					
W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会																					
W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会																							

V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し(2)
----	----	---------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
3	プログラム変更要望	・ ACL業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。詳細は、次表のとおり。

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
1	ACL	共通部のグロス重量/容積と繰返部 (CLP) の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部 (CLP) の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。
2		現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CSF欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CSF欄及びその他の通知先3欄の構成とする。
3		ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。
4		記号番号欄のレイアウト(現行35桁×4行(繰返90))を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行(繰返18)の構成に変更する。
5		船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。
6		着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。
7		シール番号欄を4欄にほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。
8		内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。
9	I A L	船積情報照会 (I A L) 業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し(3)
----	----	------------	--------------	--------------

詳細仕様検討結果

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
10	I A L	I A L業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されない ので、出力してほしい。また、A C L仮登録でも照会が可能となる ようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別でき るようにしてほしい。	出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、A C L仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とす る。
11	A C L	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された 場合、エラーまたは注意喚起メッセージ出してほしい。	エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、 記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合の出力メッ セージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。
12		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。	出力帳票に通知先を追加する。
13		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。	「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。

V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（1）
----	----	---------	-----------	---------------

- ・ CY搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	業務フローの確認及び利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 第6次NACCSにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、CYのTOS（注）改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② ブッキング情報のCYへの個別送信を廃止し、本船単位でのブッキング情報の取得を目的としている「IBL（ブッキング一覧照会）業務」を改善する。 ③ 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し（継続検討事項）、BKR（ブッキング情報登録）業務での利用を可能とする。 <p style="text-align: right;">（注）TOS：Terminal Operation System</p>																								
2	デマレージ等の決済業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACT</td> <td>請求情報登録</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAI</td> <td>請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>ACT11</td> <td>請求情報登録呼出し</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会	ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会					IPS	電子決済情報照会
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会																					
ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会																					
				IPS	電子決済情報照会																					
3	WebNACCS対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ CY搬出入業務では、以下の業務をWebNACCSにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはWebNACCSでの提供を廃止する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PUL</td> <td>空コンテナピックアップ一覧作成</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td>PCD</td> <td>空コンテナ引渡情報登録</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> <tr> <td>IPU</td> <td>ピックアップオーダー照会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会	PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会	IPU	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会																					
PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会																					
IPU	ピックアップオーダー照会																									

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	C Y 搬出入業務の改善 (2)
----	----	---------	-----------	------------------

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
4	プログラム変更要望	・ プログラム変更要望に対する検討の結果、見直しを実施する項目の詳細は、次表のとおり。

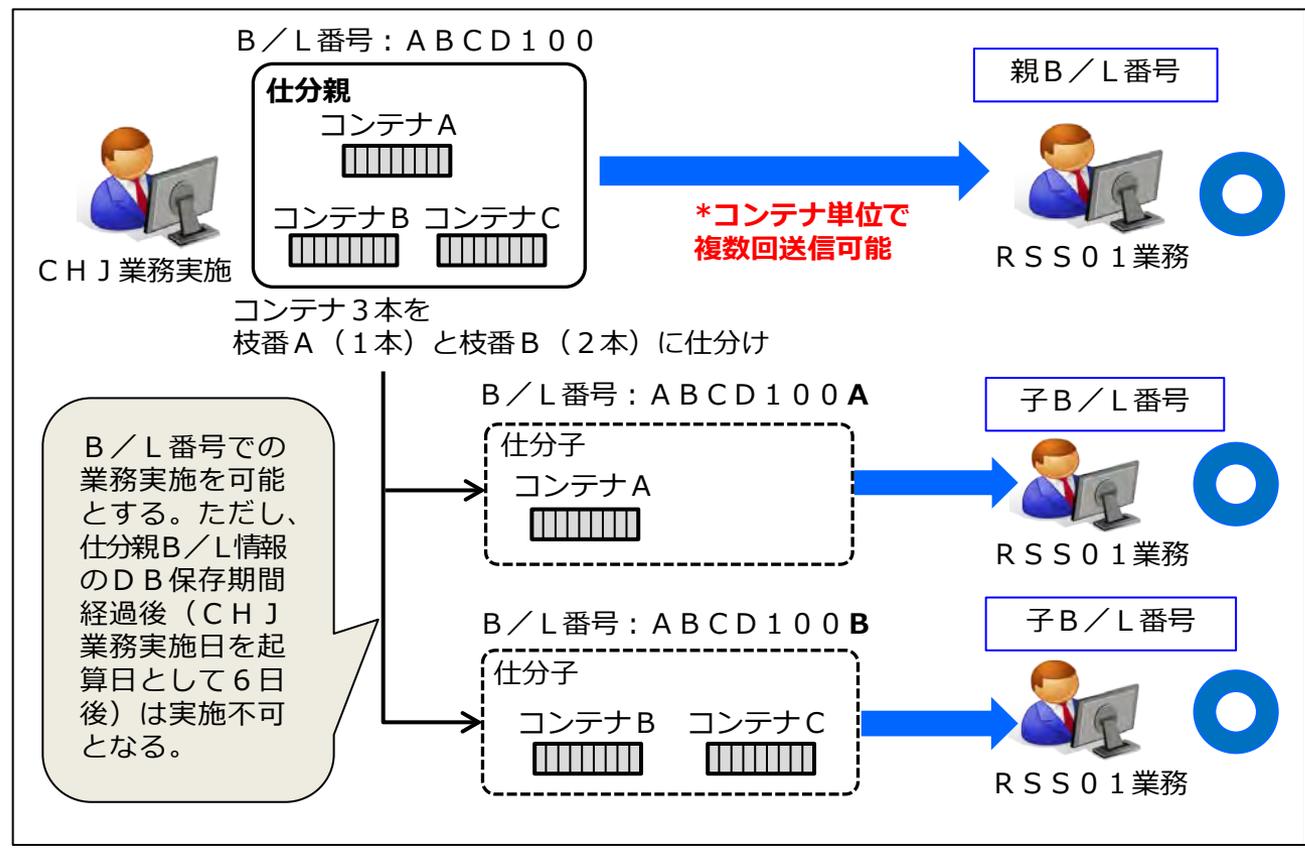
	業務コード	プログラム変更要望内容	詳細仕様
1	PUR	空コンテナピックアップ登録 (PUR) 業務の入力項目について見直しをしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バンニング場所入力欄の追加 ・ 第3者通知先欄の追加 ・ ピックアップオーダーに不要な項目の削除 ・ 湿度入力欄の追加 等 	PUR業務に関する項目の変更要望については、自社システム改修等への影響が大きいため、大幅な見直しは実施しない。 ただし、湿度、通知先の2項目については、追加する。 なお、上記の項目追加に伴い、空コンテナピックアップ回答 (PUA) 業務の項目変更を実施する。
2	PUA	空コンテナ搬出確認情報 (SAT0890) 等をEXC型からEXZ型電文に変更してほしい。	必要な帳票について、送信電文型式をEXZ型に変更する。
3	PCD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入力項目の見直し (シールNo.入力欄、通知先欄の追加) をして欲しい。また、EIRのテンプレートの見直し (コンテナ図の追加) もお願いしたい。 ・ EIR (Equipment Interchange Receipt : 機器受渡証) の事前発給を可能としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シールNo.入力欄の追加は任意項目として追加する。 ・ 引渡日時の未来日入力可能化によって、EIRの事前発給を可能とする。
4	IBL	ブッキング一覧照会 (IBL) 業務における帳票出力項目および帳票レイアウトの見直しをしてほしい。	必要な見直しを実施する (詳細は追加検討)。
5	CYH VAH	コンテナ番号に対するチェックデジット機能の追加、総重量値の自動計算化を追加してほしい。	チェックデジット機能の追加、総重量値の自動計算化を可能とする。

貨物	海上	第10回 WG	基本 IV-6-他	B / L 番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化
----	----	---------	-----------	-----------------------------

- 「貨物情報仕分け (CHJ)」業務実施後、B / L 番号体系変更の場合でも、当初のB / L 番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知業務 (RSS01)」業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

CHJ 業務により登録された情報：仕分け親B / L 番号と子B / L 番号でRSS01業務及びRSS11業務を実施可能とする。



関連業務における変更点

業務コード	変更点
RSS01 輸入コンテナ引取予定情報通知 (ID通知)	情報仕分親B / L番号が入力された場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RSS11 (RSS12) 輸入コンテナ引取予定情報通知 (ID通知)呼出し等	
RST01 輸入コンテナ引取予定確認情報通知 (ID確認)	貨物情報DBチェックにおいて、RSS01業務で登録されたB / L番号が情報仕分親の場合は、貨物情報DBが存在しない場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RST11 輸入コンテナ引取予定確認情報通知 (ID確認)呼出し	

貨物	航空 海上	第9回 第10回 WG	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し
----	----------	----------------	--------------	---------------

- 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。
 - 見本持出し許可後から「見本持出し確認登録（MHO）」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理
 - 「見本持出し許可申請（MMA/MHA）」業務後に「見本持出し取消（MMC/MHC）」業務が行われた場合の管理資料収集条件

詳細仕様検討結果

1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出し許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出し許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」又は「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出し許可後にMMC/MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出し許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ							
貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出し日	許可取消日	持出し先	...
M	xxx	A			20140902	xxx	xxx
M	xxx	B		20140901		xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

赤枠部分が新規出力項目

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	保税運送承認番号の複数件入力について
----	----	---------	-----------	--------------------

- 「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

The screenshot shows a software window titled "BIB システム外搬入確認(輸入貨物)". The window contains several input fields. A callout box points to the "保税運送承認番号*" field, indicating that the number of input digits for this field will be increased to 30. Other visible fields include "B/L番号*", "搬入日時*", "搬入場所", "船舶*", "仮陸揚識別", "船卸港*", "入港日*", and "積出地*".

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI/SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX/BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入在庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

貨物	航空	第13回 WG	基本 IV-6-他	LDR単位の搬入総個数の表記
----	----	---------	-----------	----------------

- 「搬出確認登録呼出し（EXM 又は EXA）」業務で処理されたLDR単位の搬入総個数の表記を可能とする。

詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、LDR単位の搬出総個数を出力するように以下のとおり変更する。
 - 「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。
 - ULDの場合は搬出された積み付け個数を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。

<変更対象業務>

- 「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務
- 「搬出確認登録（MAWB単位）（EXM01）」業務
- 「搬出確認登録（ULD単位）（多数件処理）（1XU）」業務
- 「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（EXR02）」業務

<変更対象出力情報>

- LDR情報（AAT03）

（参考）LOCAL DELIVERY RECEIPT 出カイメージ

```

<AIR/EXP>                                     yyyy/MM/dd HH:mm 1 / 2
LDR XXXXXE

                                LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO  XXXXE   FROM  XXXXE   PORT  XXE   DATE  yyyy.MM.dd  END  X   TRK  XXXXE   TRM  XXXXXXXXE
      ( XXXXE )
      PCS      ZPCS      WT (KGM)  COMMODITY
      X       X       ULP      DST
X  X   XXX  XXXXXX1XXXXXXXXXXE  123,456  123,456  12,345,678  XXXX
XXE   X   XXE   XE  XXXXXE / XXXXE  X   XXE   XXXX
X  X   XXX  XXXXXX1XXXXXXXXXXE  123,456  123,456  12,345,678  XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE   X   XXE   XE  XXXXXE / XXXXE  X   XXE   XXXXE  X X
X  X   XXX  XXXXXX1XXXXXXXXXXE  123,456  123,456  12,345,678  XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE   X   XXE   XE  XXXXXE / XXXXE  X   XXE   XXXXE  X X
    
```

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	通関書類の添付対象手続きの見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- 通関書類の添付登録業務（MSX）について、対象申告等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSにおけるMSX業務の追加対象手続

項番	第6次NACCSで追加となる対象申告・申請手続き	
1	輸入	修正申告（AMC）
2		関税等更正請求（KKC）
3		一括特例申告（TKC）
4	輸出	輸出取止め再輸入申告（EEC（仮）） ※ 第6次NACCSで新規追加となる予定

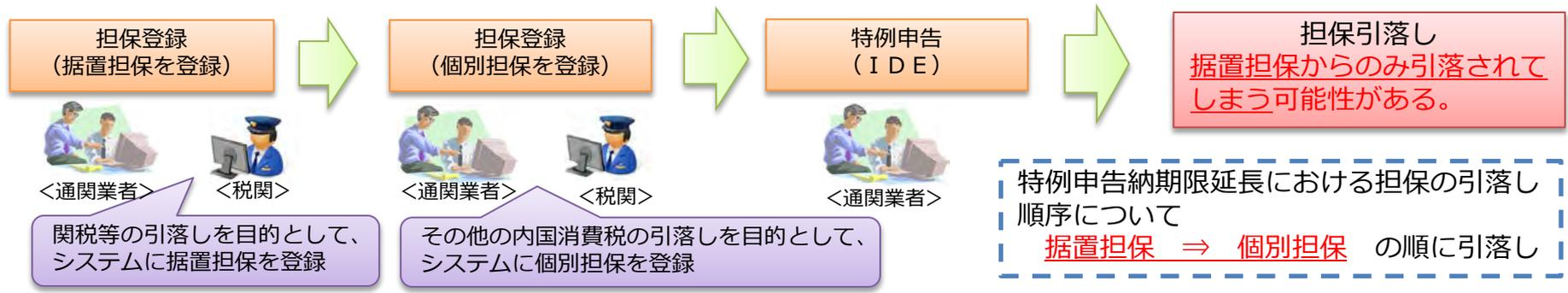
2. 参考（現在のMSX業務の対象手続）

項番	現行対象申告・申請手続き（輸入）	項番	現行対象申告・申請手続き（輸出）
1	輸入申告（IDC/SWC）	1	輸出申告（EDC）
2	輸入マニフェスト通関申告（MIC）	2	輸出許可内容変更申請（EAC）
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	3	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
4	機用品蔵入承認申請（CTC）	4	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
5	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）	5	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
		6	別送品輸出申告（UEC）
		7	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化
----	----------	------------	--------------	-----------------------------

- 特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合があることについて、優先順位を見直して改善を実施する。
 ※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税 ※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）

詳細仕様検討結果



<問題点> 現行においては、「関税等」及び「その他の内国消費税」とも、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

<対応案> 担保の引落とし順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

「関税等」の引落としは「据置担保⇒個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の引落とし順序を以下のとおり変更する。
 (現行) 据置担保 ⇒ 個別担保 (第6次) 個別担保 ⇒ 据置担保

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	端末パッケージソフトの改善（2）：プログラム変更要望に基づく機能改善①
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 現行NACCSに対するプログラム変更要望のうち、第6次NACCSで対応する必要があるものについては、検討する。

詳細仕様検討結果

	内容	現行仕様	第6次NACCSにおける対応
1	パッケージソフトのアップデート方法の改善	① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。 ② 他業種の利用者に関連する端末テンプレートである場合でも利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。	パッケージソフトのアップデートについては、[基本Ⅲ-7：端末パッケージソフトの改善(1)(p.19)] のとおり改善する。 ＜前述(p.19)再掲＞
2	外部ファイルに保存した過去データの再利用	仕様変更後に入力項目の変更等があると外部ファイルに保存していた過去データが使用できなくなる。	仕様変更後においても、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
3	パッケージソフトの集約化	① パッケージソフトの種類が多過ぎて、どれをインストールしてよいか分からない。 ② テンプレートが無いため出力帳票の表示ができない。	インストール時に選択が容易となるよう、パッケージソフトを集約化する（集約により出力帳票の表示も可能となる。） ＜前述(p.19)再掲＞
4	デジタル（クライアント）証明書の取得等	① 新規取得や更新の方法が煩雑である。 ② 新規取得や更新後にパッケージソフトへの設定を手動で行わなければならない。	デジタル（クライアント）証明書の更新手続等の簡素化については、ネットワークベンダー確定後に改善策を検討する。 ＜前述(p.19)再掲＞
5	メニュー構成の見直し	メニュー内の項目について、どのカテゴリの場所にあるのかが分かりにくい。	メニュー構成について、分かりやすさに配慮のうえ見直しを実施する。
6	ファイル添付時の操作性改善	添付ファイルを業務画面に貼付する際にパッケージソフト上で1ファイルずつ選択しなければならない。	ファイルのコピー＆ペースト機能により複数ファイルをまとめての添付を可能とする。
7	ツールバーのカスタマイズ化	ツールバーについて、現状「標準」と「業務」でしか設定ができない。また、古い電文の一覧表示について、場所がわかりづらい。	ツールバーのカスタマイズ設定機能を新たに設ける。
8	表示文字の大きさ設定の可能化	パッケージソフトにおいて、表示文字を大きくするには表示 送受信電文一覧文字サイズで大・小・元の大きさしかない。	パッケージソフトの表示文字の大きさ設定を新たに設ける。なお、表示の崩れが起きないようにフォントサイズの上限值・下限値を設ける仕様とする。
9	業務単位での確認画面設定の可能化	関係省庁に申告・申請する業務について、送信時に送信内容を事前に確認できる画面が無い。	誤送信防止のため、業務単位での確認画面設定機能を新たに設け、利用者が業務単位で任意に設定することを可能とする。

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	端末パッケージソフトの改善（3）：プログラム変更要望に基づく機能改善②
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 現行NACCSに対するプログラム変更要望のうち、第6次NACCSで対応する必要があるものについては、検討する。

詳細仕様検討結果

	内容	現行仕様	第6次NACCSにおける対応
10	添付ファイル拡張子の 大文字使用の可能化	添付ファイルの拡張子に大文字を使用すると、チェックで エラーとなる。	添付ファイルの拡張子に大文字小文字を問わず、使用するこ とを可能とする。
11	オプション画面におけ る自動印刷の設定方法	自動保存の設定とは異なり、自動印刷を行うものを個別に 設定できない。	オプション画面において、自動印刷を行うものを個別に設定 可能とする。
12	オートコンプリートの 表示サイズの調整	オートコンプリートでリストを表示する際の横幅が狭く、 履歴の文字列が表示しきれない場合がある。	オートコンプリートのリスト横幅を拡大して、表示を可能と する。併せて不要な履歴の削除を可能とする。
13	送受信キャンセル時 の二重受信防止対応	メール処理方式において、送受信中にキャンセルすると 二重に電文が受信される場合がある。	電文の二重受信を防止できるように改善する。
14	印刷方法設定の可能化	出力情報の印刷について、例えば、5枚ものを2部出力させ るとき、現行では、1/5、2/5、3/5、4/5、5/5を 1部として、2部出力することができない。	印刷方法設定の中で部単位印刷/ページ単位印刷のいずれか の選択を可能とする（利用者が任意に設定）。
15	Z Sゴシック化の採用	利用者IDやメールボックスID等がメイン画面及び送受 信電文一覧画面においてゼロとオーとの区別ができない。	ゼロとオーの区別を容易にするため、業務画面と同様のZ S ゴシック化を採用する。(ZS:ZeroSlash 0(ゼロ)に斜線を入れたもの)
16	アラーム音設定の改善	パッケージソフトの設定でアラーム音を鳴らすようにして いたのに、Windows7から鳴らなくなってしまった。	現行のOS及びPCに依存するBEEP音の利用を廃止し、 依存しないWAVファイルによるアラーム音を採用する。
17	電文保存期間のデフォ ルト日数	インストール時は1日がデフォルト設定されており、翌日 には電文が消えてしまう。	電文保存期間のデフォルト日数を10日に変更する。
18	自動バックアップの 設定	インストール時は自動バックアップ機能にチェックが入っ ていないため、自動バックアップが機能しない。	バックアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供す る。
19	自動バージョンアップ の設定	インストール時は自動バージョンアップ機能にチェックが 入っていないため、自動バージョンアップが機能しない。	バージョンアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提 供する。（なお、ダイヤルアップ回線の場合、起動時にNACCSと自動接続し通信料が発生する場合があることから、 必要に応じて本設定の解除が必要となる。）

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	端末パッケージソフトの改善（4）：プログラム変更要望に基づく機能改善③
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 現行NACCSに対するプログラム変更要望のうち、第6次NACCSで対応する必要があるものについては、検討する。

詳細仕様検討結果

	内容	現行仕様	第6次NACCSにおける対応
20	印刷プレビューサイズの設定	印刷プレビューのサイズのデフォルトが「100%」に設定されていない。	印刷プレビューサイズのデフォルトを「100%」に設定して提供する。利用者が設定値を変更した場合は、以後変更した値で表示する。
21	プロキシサーバー設定の改善	プロキシサーバ設定が手動となっており、社内でのインターネット設定を変更するとプロキシサーバ設定を手動で変更しないとパッケージソフトが使えなくなる。	利用者がインターネット環境を変更した際、当該環境に合わせてプロキシサーバの設定が自動で変更等されるようにする。
22	トレースログの保存	トレースは最大1MBで2世代まで保存されるが、業務量によっては数十秒しかトレースログが残らない。	ログについては、日付単位で7日間分保持するように変更する。
23	ログオン機能の改善	インタラクティブ処理方式とnetNACCS処理方式のパッケージソフトで、アカウント（利用者ID、パスワード）を取り違えてもログオンができてしまう。	誤って入力した場合は、ログオン時点でエラーとなるように改善する。
24	管理資料取出し・再取出しの操作性改善	管理資料取出し・再取出し画面を閉じないと保存先フォルダを開けない。	管理資料取出し・再取出し画面を開いた状態で保存先フォルダの展開を可能とする。
25	初期画面の「検索区分」の操作性改善	デフォルトが業務コードとなっており、パッケージソフトの起動の度にデフォルトの業務コードに戻ってしまう。	利用者が選択した検索区分を次回利用時にも維持するように改善する。
26	検索する文字列長の変更	検索枠が半角29桁になっているが、B/L番号35桁化に伴い、表示枠を拡大する必要がある。	検索する文字列の最大入力桁数について、半角で64桁に変更する。
27	業務エラー内容の見直し	エラー内容や対処方法がわかりにくく、内容が実態と合っていないことが多い。	業務エラーの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。
28	入力項目ガイドの内容の見直し	入力項目ガイドにある「入力方法は（本文）7.特記事項を参照」だけでは、業務仕様書にあることがわからない。	入力項目ガイドの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。

貨物	海上	第12回 WG	基本 IV-8	業務名称の変更
----	----	------------	------------	---------

- 業務実態に合わない業務名称があるため、当該業務名称について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「次期システム」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行システム		次期システム	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し
7	IAL	船積情報照会	IAL	ACL情報照会
8	IAC	船積情報登録状況照会	IAC	ACL情報登録状況照会
14	NVC01/02	混載貨物情報登録	NVC01/02	ハウスB/L貨物情報登録
15	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB/L貨物情報登録呼出し
16	INV	混載貨物情報照会	INV	ハウスB/L貨物情報照会

(注) 上記の表は、基本仕様書IV-8に掲げる「オンライン業務について見直し」を行った結果を纏めたものであり、項番は基本仕様書に従う。
 なお、項番9～13は欠番となっているが、該当業務は今後とも利用が見込めないこと等から次期において業務自体が廃止となるため。

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	------------	------------	--------------

- ・ 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACCSにおいて廃止を検討する。

詳細仕様検討結果

- ・ 以下のオンライン業務については、第6次NACCSにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（1）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
1	CYB01	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録)		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し (B/L単位) (事前登録)		○	
3	RPK	船卸予定登録		○	
4	1RP	船卸予定登録 (多数件処理)		○	
5	PAY	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止
6	BAA	口座残高証明額訂正 (呼出し)	○	○	
7	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○	
8	IBA	口座照会	○	○	
9	DLS05	納付書情報 (口座) 再出力依頼 情報登録・変更	○	○	Web NACCS 対象化に伴い パッケージソフト による提供を廃止
10	VPT	入港前統一申請B		○	
11	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
12	VIT	入港届等B		○	Web NACCS 対象化に伴い パッケージソフト による提供を 廃止
13	VIT11	入港届等B呼出し		○	
14	VOT	出港届等B		○	
15	VOT11	出港届等B呼出し		○	
16	JBX	船舶基本情報登録 (内航船)		○	
17	JBY	船舶基本情報訂正 (内航船)		○	
18	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し (内航船)		○	
19	JPT	入港前統一申請等 (内航船)		○	
20	JPT11	入港前統一申請等呼出し (内航船)		○	
21	JIT	入港届等 (内航船)		○	

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	------------	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（2）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
22	JIT11	入港届等呼出し（内航船）		○	WebNACCS S対象化に伴い パッケージソフト による提供を 廃止
23	JOT	出港届等（内航船）		○	
24	JOT11	出港届等呼出し（内航船）		○	
25	JMR	移動届（内航船）		○	
26	JMR11	移動届呼出し（内航船）		○	
27	KIT	入港料減免・還付申請		○	
28	KIT11	入港料減免・還付申請呼出し		○	
29	KMT	船舶運航動静通知		○	
30	KMT11	船舶運航動静通知呼出し		○	
31	KST	海側施設使用許可申請		○	
32	KST11	海側施設使用許可申請呼出し		○	
33	KLT	陸側施設使用許可申請		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
34	KLT11	陸側施設使用許可申請呼出し		○	WebNACCS S対象化に伴いパッ ッケージソフトによ る提供を廃止
35	JSS	申請状態確認		○	IVS（入港届等 照会）業務との統 合に伴う廃止
36	CRW01	届出申請一覧呼出し		○	
37	CRW02	届出申請情報照会		○	
38	RSS	空コンテナ引取予定情報通知		○	PUR業務を提供
39	RST	空コンテナ引取予定確認情報 通知		○	PUA業務を提供
40	ACL01	船積確認事項登録 （コンテナ船用）		○	現行ACL03業務 （新ACL01業務） への統合に伴う廃止
41	ACL02	船積確認事項登録 （在来船用）		○	現行ACL04業務 （新ACL02業務） への統合に伴う廃止
42	SIR	船積指図書（S/I）情報登録		○	現行SIR02業務 （新SIR業務）へ の統合に伴う廃止

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	------------	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（3）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
43	S I R 0 1	船積指図書（S/I）情報登録（国際連携）		○	現行S I R 0 2業務（新S I R業務）への統合に伴う廃止
44	E I R	S/I情報登録	○		現行E I R 0 2業務（新E I R業務）への統合に伴う廃止
45	E I R 0 1	S/I情報登録（国際連携）	○		
46	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行I V A 0 2業務（新I V A業務）への統合に伴う廃止
47	W B I	SWB確定通知		○	決済機能の廃止
48	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し		○	
49	W B S	SWB情報通知		○	
50	I W B	SWB情報照会		○	
51	I I S	SWB請求情報一覧照会		○	
52	P A S	支払選択登録		○	
53	P A S 1 1	支払選択登録呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
54	I P S	電子決済情報照会		○	A C L / C YサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
55	A C T	請求情報登録		○	
56	A C T 1 1	請求情報登録呼出し		○	
57	I A I	請求情報一覧照会		○	
58	I A T	請求情報照会		○	
59	C R W 0 3	乗員上陸許可申請		○	入港前統一申請業務との統合に伴う廃止

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- ・ 現行提供する管理資料のうち、第6次NACCSにおいて機能変更に伴い不要になるものの廃止等について検討する。

詳細仕様検討結果

1. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて廃止する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	I07	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I08	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	I09	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	I10	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	I11	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
12	J02	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
6	S05	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
7	S09	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
8	S10	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
9	S11	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
10	S12	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店	
11	T06	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（UKS）」業務について、変更を行う。

（補足）上記の表の項番等は、基本仕様書IV-12に掲げる「管理資料の見直し」に従っており、項番12は基本仕様策定後に追加となったもの。

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて配信日を「毎月1日」に変更する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G03	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G04	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G06	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G11	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G12	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H01	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H02	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I51	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I52	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T07	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

3. 管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第6次NACCSにおいては、原則、以下のとおりとする。

- ① 外部媒体の運用を廃止する。
- ② ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

共通	海上	第11回	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（1）
----	----	------	-----------	-------------------

- 一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。

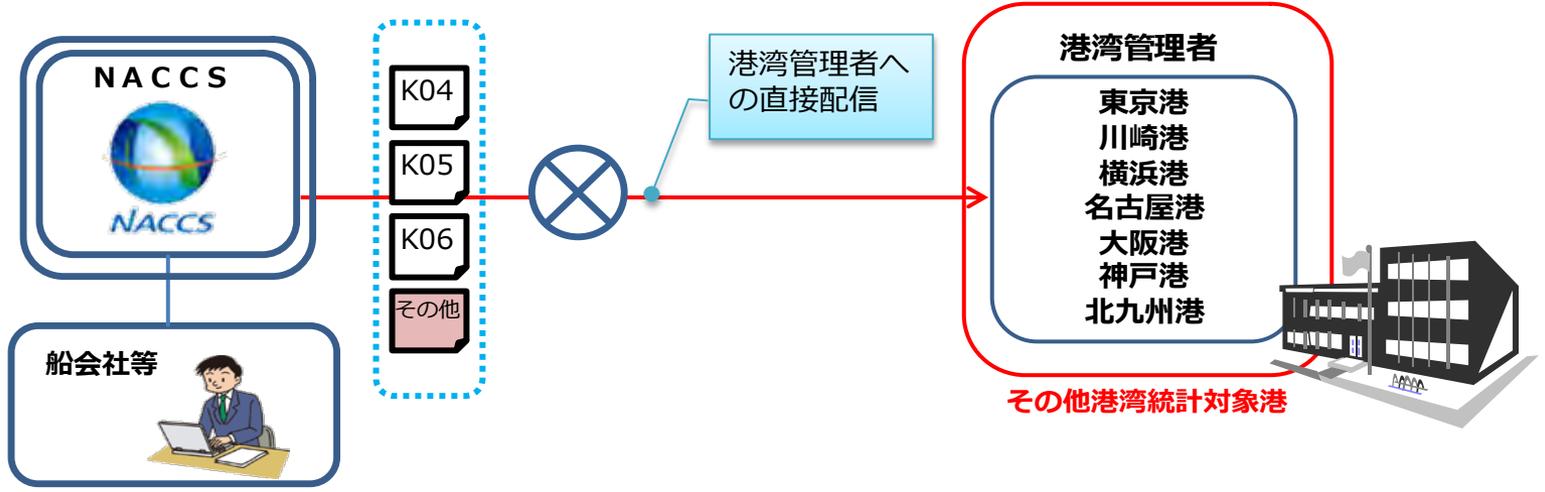
詳細仕様検討結果

<現状>

- 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次ページの見直しを実施）



詳細仕様検討結果

	検討項目	詳細仕様
1	空コンテナに係るデータ収集の見直し	<p>1. 仮陸空コンテナについては、第6次NACCSにおいて仕様変更を行う予定であり、当該仕様の検討結果を踏まえ、収集データとして利用可能な場合は、管理資料に反映する。</p> <p>2. 輸入空コンテナについてはMFR業務にて登録された船積港等（任意項目）を反映する。</p>
2	貨物訂正情報の反映	<p>「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等によって貨物情報の訂正が行われた場合、港湾統計データにも当該訂正内容を反映するように変更する。</p>
3	品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	<p>1. 輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合、港湾統計データに反映する。</p> <p>2. 輸入については、「出港前報告（AMR）」で登録された品目コードを港湾統計データに反映する。（ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）</p>
4	同意書の提出	<p>1. 現在同意書を提出している利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。</p> <p>2. 新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。</p>

VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（1）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
1	Air貨物	e - AWBのシステム対応	e - AWBのシステム化（XML方式対応を含む。）について検討する。	現時点でNACCSにおける対応は不要であることから、特段の対応は実施しないこととした。	第8回
2	Air貨物	航空保安対策基準見直し（新KS/RA）への対応 [IV-6-5]	航空保安対策基準（特定荷主及び特定フォワード制度）の見直し（平成24年以降）に対応するため、一部オンライン業務（CDB等）の項目見直しについて検討する。	既に運用が開始され個社による対応が進んでいることから、NACCSにおける対応は不要とされ、特段の対応は実施しないこととした。	第8回
3	通関	事項登録業務・確認業務の追加 [IV-5-1（2）]	以下の業務について、事項登録業務・確認業務を新設する。 なお、新設業務の利用は、利用者が選択可能な仕組みとする。 （事項登録業務・確認業務を新設する対象業務） ①「とん税納付申告（TPC）」業務 ②「輸出自動車情報登録（MOA）」業務 ③「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務 ④「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務 ⑤「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務 ⑥「輸出マニフェスト通関申告変更（MEE）」業務 ⑦「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）」業務	事項登録業務の必要性について再確認を実施した結果、利用の見込みがない等により、新設は不要と判断されたことから、特段の対応は実施しないこととした。	第8回 第10回 第11回
4	通関	納期限延長における納付方法に口座振替（リアルタイム口座）を追加 [IV-6-1]	輸入申告等における納期限延長の納付方法として、口座振替（リアルタイム口座）が利用出来るようにする。	特定の短時間に処理が集中してシステム処理に多大な負荷が発生する可能性が高い等のため、実施しないこととした。	第9回
5	共通	民民間における決済処理機能の提供 [IV-5-4]	民民間における決済処理機能の提供（現在個別業務として提供している決済業務についての汎用化）を検討する。	要望に応える決済機能を構築することは困難で利用が見込めないため、実施しないこととした。	第11回
6	貨物共通	貨物業務の重量桁数の拡大 [Ⅲ-3-6]	「貨物重量」項目について、10桁（整数部6桁、小数点1桁、小数部3桁）から12桁（整数部8桁、小数点1桁、小数部3桁）に桁数を変更する。	費用対効果の観点、自社システムへの影響が過大なこと等を考慮し、実施しないこととした。	第11回
7	Sea入出港	船舶コードの見直し [IV-6-11]	①船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、IMO番号による特定を行うように見直しを行う。 ②VBX業務等において、IMO番号欄の入力を必須とする。 ③関係業務の主キーを変更する。	IMO番号が付与されていない船舶も存在する等の理由により実施しないこととした。	第11回
8	Sea貨物	ACL業務におけるアタッチシートの取扱いの見直し [IV-6-6]	「船積確認事項登録（ACL）」業務において貨物の記号・番号等のアタッチシートを電子ファイル化して当該業務の添付ファイル化することについて検討する。	自社システムでの対応が困難等により、現状の運用が望ましいとの意見が多数を占めたことから、特段の対応は実施しないこととした。	第11回

VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（2）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG 提示
9	Sea 貨物	汎用申請手続きの個別業務化 [IV-5-2]	汎用申請手続きの個別業務化を行う。 ①内貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK29） ②内貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK19） ③外貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK27） ④外貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK17） ⑤船用品積込確認 ⑥仮陸揚届出（船用品等）（汎用申請手続きK14） ⑦仮陸揚船用品等積込確認 ⑧不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告（汎用申請手続きK35）	関係業界に対して個別業務化のニーズを再確認した結果、自社システムでの対応等により汎用申請による業務運用が確立している等、現行業務の維持を希望する者が多数であったことから、個別業務化は実施しないこととした。	第11回
10	Air 貨物	クレームノーティスのシステム化	クレームノーティス（プリクレーム）について、システム化を検討する。	関係業界全体の合意が得られないことから、特段の対応は実施しないこととした。	第12回
11	Air 貨物	スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し [IV-6-4]	航空輸入業務のスプリットHAWB貨物において、先着便のMAWB番号が異なる場合でも、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務、「混載貨物確認情報訂正（CHP）」業務による搬入確認を可能とする。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
12	Air 貨物	個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件	「貨物確認情報登録（PKG）及び混載貨物確認情報登録（HPK）」業務において、個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
13	Air 貨物	ジョイント入力の廃止	HDF01（混載仕立情報登録）業務、HCH01（HAWB情報登録）業務等におけるジョイント入力の廃止について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
14	共通	送信先の指定方法の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」の入力等により実施可能としている。 NACCS業務において利用者コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコードを設けて、利用者が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
15	通関	審査終了確認業務の見直し	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か否かを一括で確認できるような見直しを行う。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。（他の照会業務で代替可能）	第13回
16	通関	FAINS登録状況照会機能の追加	輸入者のFAINS登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	関係省庁における検討の結果、セキュリティの観点から対応しないこととした。	第13回
17	通関	仕向地の項目追加及び申告時間順の表示変更	「輸出申告等一覧照会（IES）」業務において、仕向地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回

VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（3）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
18	通関	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号1、担保登録番号2、包括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、内国消費税免税額合計1-6、B/L No.（輸出）	新たな情報提供機能の検討において検討する。	第13回
19	貨物共通	要目訂貨物の申請業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の申請業務化についてシステム化を検討する。現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関に申請している。	個別業務化ではなく、汎用申請業務として追加する。	第13回
20	Air貨物	・搭載上屋へのULD分割搬入時におけるCLB業務可否 ・MAWB単位での搭載可能化	・搭載上屋へ一部ULDを搬入し、「積付結果取消呼出し（ULC）」業務で積付け解除した場合においても、「搭載完了登録呼出し（AWB単位）（CLB）」業務を可能とする。 ・ULC業務を実施せずとも、MAWB単位で搭載を可能とする。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回
21	Air貨物	輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したHAWBに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理がかい離している部分について改善を図る。	要望者との意見交換の結果、現状運用で対応可能であることから見直しは実施しないこととした。	第13回
22	Air貨物	仕出地及び仕向地の入力コードの関係	「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務における仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討する。 現状、入力コードによってCITYコードと空港コードの両方が登録されていると、どちらか一方でしか登録がされていないものがあり、そのたびに入力し直さなければならない。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回
23	Air貨物	イレギュラーケースにおけるHAWB情報削除の可否	MAWB情報が保存期間を超過し、削除された場合におけるHAWB情報削除の可否につき検討する。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回
24	Sea貨物	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の「業務利用者コード」の新規創設を検討する。	関係団体との意見交換の結果、要望は取り下げ。なお、NACCSにおける「海貨業」の定義の確認及び当該定義に基づく利用契約の在り方等については、引き続き検討を実施する。（WG報告対象外として整理。）	第13回
25	Sea貨物	VAN業務等におけるコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加	バンニング情報登録関連業務（VAN業務等）においてコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加を検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回

VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（4）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
26	Sea貨物	CY搬出業務におけるD/Oレス対応等	NVOCC/FCL貨物取扱いでの運用（D/Oレス対応等）について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
27	Sea貨物	DOR業務の2段階化	船会社→NVOCC向け及びNVOCC→海貨業向けのD/OIDの通知という「輸入貨物荷渡し情報登録（DOR）」業務の2段階化について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。（システムによる判断は不可能である。）	第13回

VII 今後の検討案件一覧（1）

【第3回更改専門部会で決定された詳細仕様検討項目のうち第14回WG以降で提案する案件】

項番	区分	検討項目	検討概要	備考	WG提示
1	共通	汎用的な添付業務の仕組みの提供 [Ⅲ-6]	汎用的な添付ファイル登録業務機能により、全ての業務にファイルを添付することを可能とする。		第16回
2	通関	I S・I S W通関におけるA E O対応機能の新設	I S（蔵入承認申請）・I S W（蔵出輸入申告）においても特例輸入申告が可能となるようにする。また、制度面についても関係行政機関に確認する。		第14回
3	通関	税関関係業務の見直し [IV-5-5（2）]	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務等の追加を検討する。		第14回
4	通関	機用品蔵入承認申請（C T A / C T C）業務の海上システムへの拡大 [IV-6-13]	船舶で輸入される機用品についても、システムで機用品蔵入承認申請を可能とする。		第14回
5	通関	[IV-6-2]輸出入申告項目の見直し	輸出入申告における入出力項目等の見直しを行う。	第11回WGにおいて1回目の提案を実施しており、今後、追加提案を予定	第15回
6	Air貨物	B I L L情報の配信機能の実装及びB I L L請求先欄の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・N A C C S利用者間であれば「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務の際、B I L L情報欄の追加を検討する。 ・輸入申告事項登録等に請求先利用者の入力欄の追加を検討する。 		第15回
7	Air貨物	U L D単位での貨物管理 [IV-5-1（5）]	航空輸入貨物について、U L D単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。		第14回
8	Air貨物	R V A業務等の見直し [IV-6-12]	現行システムでは、航空輸業務において「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（R V A / R V A 0 1）」業務による貨物の引き渡しを実施できるのは共同保税蔵置場である。次期システムでは、共同保税蔵置場以外においても、「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（R V A / R V A 0 1）」業務による貨物の引き渡しの実施を可能とする。		第14回
9	Air貨物	H D E業務の複数件一括処理機能の追加	「混載仕立終了情報登録（H D E）」業務の複数件一括処理機能を追加する。		第14回
10	Sea貨物	危険物明細書のシステム化	現在、紙により処理が行われている「危険物明細書」について、システム化を検討する。		第15回

VII 今後の検討案件一覧 (2)

項番	区分	検討項目	検討概要	備考	WG提示
11	Sea貨物	RSS01業務におけるエラー通知または訂正機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> 「輸入コンテナ引取予定情報通知業務（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先間違いの場合、エラーの通知または訂正機能を追加する。 間違ったCYコードを入力しても送信されてしまうため、B/L番号、コンテナ番号などからCYコードとの相違がある場合は、メッセージ等でガードをかけてほしい。 		第14回
12	Sea貨物	出港前報告制度関連	<ul style="list-style-type: none"> 出港前報告制度に係る業務の見直しを検討する。 プログラム変更要望（15件）について対応を検討する。 	出港前サブワーキングにおいて検討	第16回
13	Sea貨物	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し [IV-6-9]	「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直す。また、「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務を廃止し、「積荷目録情報登録（MFR）」業務により次船卸港の追加の登録を可能とする。	出港前サブワーキングにおいて検討	第16回
14	Sea貨物	空コンテナの仮陸揚対応 [IV-6-9]	<p>現状、空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出することができないため、次期システムで空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出できるように見直しを行う。</p> <p>また、併せて、仮陸揚げされた空コンテナの船積や他港への運送も可能となるように見直しを行う。</p> <p>システムにより登録された仮陸揚空コンテナについて、既存の管理資料に件数等が計上されるように、既存管理資料の見直しを行う。</p>	出港前サブワーキングにおいて検討	第16回
15	Sea貨物	Colins機能の継承	コンテナ物流情報サービス（Colins）機能のNACCSへの取り込みについて検討する。		未定

VII 今後の検討案件一覧 (3)

【追加検討項目】

項番	区分	検討項目	検討概要	備考	WG提示
1	共通	更改時におけるデータ移行の検討	第6次NACCS稼働に必要となる現行NACCS保有するデータの移行について検討する。		未定
2	共通	バックアップセンター切替方法の詳細検討	ネットワークベンダー確定後、具体的な切替方法の検討を実施する。	第12回WGにおいて概要は提案済み。ネットワークベンダー確定を待って、詳細を提案。	未定
3	共通	中年度更改について	平成33年10月に予定しているハードウェア更新（中年度更改）時における留意事項等について検討する。		未定
4	共通	メンテナンスによるシステム停止	第6次NACCSにおけるメンテナンス時のシステム停止について検討する。		未定
5	共通	EDI仕様（案）	第6次NACCSのEDI仕様（案）について検討する。		未定
6	共通	デジタル証明書の運用の簡素化	デジタル証明書のインストール方法の簡素化、有効期間管理の見直し等を検討する。		未定
7	共通	マイナンバー（法人番号）に係る対応	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」および関連法に基づく「マイナンバー（法人番号）」のNACCSにおける対応を検討する。		未定
8	Sea 共通	SIR/IVA等入力項目の見直し	SIR/IVA業務との情報連携強化を目的として、入力項目の精査を行い、必要な見直しを実施する。	SIR/IVAサブワーキングにおける継続検討案件	第15回
9	通関	申告官署の自由化対応	通関業者の営業区域の係る制限の見直し等への対応を検討する。		未定
10	貨物	関連省庁の手続状況の照会	貨物情報照会（ICG）業務等において、動物検疫・植物防疫関連業務及び食品検疫業務の業務履歴の参照を可能とする等の見直しを実施する。		第14回
11	Sea 貨物	船腹予約業務のシステム化	ブッキング情報登録の先行業務として、荷主等による船腹予約業務のシステム化を検討する。	CYサブワーキング等における提案を踏まえ検討	第16回

【プログラム変更要望に基づく追加検討項目：航空／海上共通】

項番	区分	検討項目	検討概要	WG 提示
1	通関	輸出申告事項登録における大額、少額種別の入力の簡素化	輸出申告事項登録画面を展開する際、大額、少額種別を選択するにもかかわらず、展開画面上にも「大額、少額識別」の入力するのは不要かと思われるので、当該欄の入力を省略できるようにしてほしい。	第15回
2	通関	輸入申告事項登録の改善	<ul style="list-style-type: none"> 担保の適用日は、申告予定日としてほしい。 輸入申告事項登録（IDA）業務の包括保険登録番号は適用日に関わらず、入力できるようにしてほしい。 	第14回
3	通関	担保照会（IAS）業務の改善	1回1回送信するのではなく、ICG業務と同様に繰り返しによる照会ができるようにしてほしい。	第15回
4	通関	為替レート照会（IER）業務の改善	<ul style="list-style-type: none"> IER業務について、ICGやIID業務のように繰り返し入力を可能にしてほしい。 一度に複数の通貨について照会できるようにしてほしい。または換算レート表示画面から別の通貨の照会を可能にほしい。 	第15回
5	通関	口座使用明細書の出力内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> オンラインリアルタイム口座を使用した修正申告の場合にも、通常の輸入申告の場合と同様に、記事欄の内容を管理資料情報（CBF7620口座使用明細データ（営業所別実績））の「AWB番号／社内整理番号」欄に出力してほしい。 海上システムの管理資料（口座使用明細データ）には、社内整理番号が出力されるが、航空システムにおいては「AWB番号」欄と「社内整理番号」欄が一緒の項目になっているため、AWB番号が出力されると、社内整理番号が出力されない仕様のため、項目を分けて両方出力してほしい。 	第14回
6	通関	リアルタイム口座振替完了通知書の改善	<p>IDA等で荷主の依頼により入力している記事（荷主）欄の内容をリアルタイム口座振替完了通知書に出力して欲しい。</p> <p>（理由）今後専用口座が廃止されれば銀行の領収証書が無くなるため荷主から記事欄の活用が求められる可能性がある。実際に荷主から記事（荷主）欄をリアルタイム口座振替完了通知に反映させてほしいとの要望もある。記事（荷主）欄に荷主指定の任意の番号等を入力することにより書類の整理、保管、通帳とのつき合わせに活用可能となる。</p>	第14回
7	通関	別送品申告（UEC）業務における2重出力情報コードの追加	別送品申告（UEC）業務の出力情報コード「AAE2KD0」、「AAE3KD0」、許可書「AAE2FK0」については、自社システム宛2重許可出力コードが設定されていないため、2重出力用出力情報コードを追加してほしい。	第15回
8	通関	輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力	少額の場合は品名が必須入力となっている。品名の入力方法として現行のインボイス品名の手入力の他HSコード9桁を入力することでタリフの品名を自動払い出し（大額申告と同様）されるようにしていただきたい。	第15回
9	通関	輸入許可データ配信先の見直し	輸入申告事項登録（IDA）にて項番13：輸入者コード、項番24：輸入取引者コードが両方入力されている場合、輸入者、輸入取引者双方に許可データが流れるような仕様にしていただきたい。	第15回

VII 今後の検討案件一覧（5）

項番	区分	検討項目	検討概要	WG提示
10	通関	搬入時申告時におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）	搬入時申告を行い搬入時にエラーとなった場合、エラーがあったことが一目で分かるようにしていただきたい（パッケージソフトのポップアップ機能の追加）。	第15回
11	通関	輸出自動車情報登録（MOA）業務の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・MOA業務に抹消上の整理番号・車体番号を入力する際、以前のNACCSと同様に、入力した順番で登録できるようにしてほしい。 ・EDA業務と同様、6日間保存できるようにしてほしい。 ・MOA業務後の処理結果電文を印刷しても、輸出自動車情報登録番号は出力されない。また、現状MOTAS番号が電文を印刷したペーパーに印字されないため、複数のMOA業務申請時にMOTAS番号を探すのに手間が掛っており、業務に支障が生じている。探すのに手間が掛っているMOTAS番号を入力しなければできないIMO業務での照会では、そもそも解決できない。MOA業務後の処理結果電文を印刷する際にMOA番号を出力するようにするか、MOA業務後に登録通知情報を出力するよう、要望する。 	第15回
12	貨物	見本持出許可申請（MMA/MHA）業務の改善	持出先欄を日本語表記可能としてほしい。	第14回

【プログラム変更要望に基づく追加検討項目：航空】

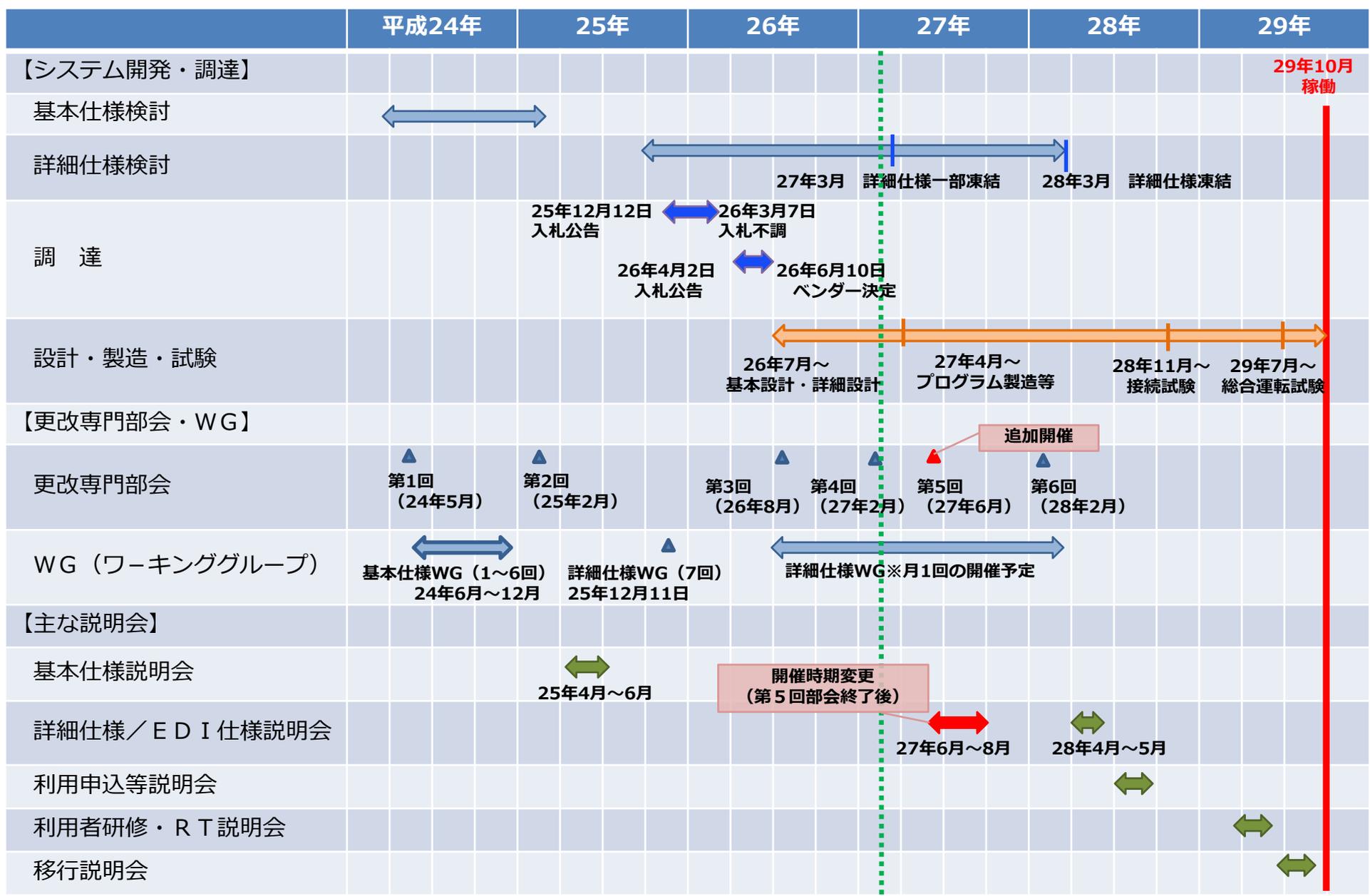
項番	区分	検討項目	検討概要	WG提示
1	Air貨物	保留コードの統一化	搬入保留を選択する場合「P」を入力するが、貨物が搬入キャンセルになった場合には、一括処理搬入対象外のコードとして「X」がある。一方、EXM搬出確認登録にてLDR発行の保留を行う場合はコード「P」ではなく「X」を入力するために、BIL業務においても間違えて「X」を入力する時があることから、搬入保留とLDRの発行保留のコードを合わせてほしい。	第14回
2	Air貨物	HAWB情報登録（HCH）業務の入力件数の拡大	一度で入力できる件数を最低でも20件に増やしてほしい。	第14回

VII 今後の検討案件一覧 (6)

【プログラム変更要望に基づく追加検討項目：海上】

項番	区分	検討項目	検討概要	WG提示
1	Sea 共通	I C G業務の改善	I C G業務は、現行は概要情報 (S M R) がデフォルトになっているが、全体情報 (T T L) の利用が殆どであるため、全体情報 (T T L) をデフォルトになるよう変更してほしい。	第14回
2	Sea 通関	輸入申告事項登録における入港日のブランク化	入港日が必須項目となっているが、航空システムで可能となっているように、ブランクにて申告できるようにしてほしい。	第15回
3	Sea 貨物	保税管理資料に影響ある業務の搬出入日チェック	「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」の入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力してほしい。	第15回
4	Sea 貨物	保税台帳の収集条件の見直し	コンテナ検査を行った場合、管理資料 (保税台帳) に輸入許可日が反映していないことから当該事項も反映してほしい。	第15回
5	Sea 貨物	搬出入日の未来日チェック	B O C業務の搬出入日について、未来日が入力された場合、ワーニングメッセージが表示されるようにしてほしい。	第15回
6	Sea 貨物	C C L業務の入力可能者の見直し等	「船積確認登録 (C C L)」業務を実施する本船に係る輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がC C L業務を登録できないようにしてほしい。(他の業種で行われると、多数の申告者に船積確認通知情報の出力不可の影響が生じる。)	第15回
7	Sea 貨物	コンテナ番号のチェック機能の改善	V A N・V A E業務において誤って12桁を入力した場合、チェックがされない仕様のため、桁数誤りでもチェックがされるようにしてほしい。また、V A H業務でもコンテナ番号チェック機能を付けてほしい。	第15回
8	Sea 貨物	保税運送申告一覧データのC Yへの配信	管理資料情報「G03」保税運送申告一覧データは出力先にC Yが含まれていない。「G03」保税運送申告一覧データをC Yでも受信/使用できるようにしてほしい。	第15回
9	共通	帳票出力日時出力について	E C R業務で取得した情報を何度か訂正する場合、プリントアウトに出力順を示す情報がないため、最新情報が不明になることから、プリントアウトの際、出力日時を出力してほしい。	第15回
10	Sea 貨物	保税運送 (市内運送) における価格入力	「仮陸揚貨物の保税運送 (市内運送) の場合、価格の入力が必須項目になっているため、一般の保税運送 (市内運送) と同様に、価格の入力を任意項目にしてほしい。	第14回
11	Sea 貨物	在来船におけるB I A業務の改善	在来船のマニフェスト登録について、1 B / Lの貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側でB I Aが出来ない。システム外搬入を行おうとしても上流にデータが有り、エラーとなるため折角登録したマニフェストデータの削除を求められる。又、マニフェストデータが有る状態で別の貨物番号でシステム外搬入を行った場合、登録したマニフェストデータが宙に浮いてしまうため、結局削除を求められる。このようなケースであってもB I Aが行える仕組みを考えて頂きたい。	第16回

Ⅷ-1 第6次NACCS更改に向けた全体スケジュール



Ⅷ-2 詳細仕様の確定プロセスについて

